

令和2年 第1回
仁木町議会定例会会議録
(2日目)

開 議 令和2年3月9日(月)

散 会 令和2年3月9日(月)

仁 木 町 議 会

令和2年第1回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

◆日 時 令和2年3月9日（月曜日）午前9時30分 開議
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 一般質問 | 町道の実態について（野崎明廣議員）
土砂災害等の防止対策について（佐藤秀教議員）
人口増加への具体的施策について（磨 直之議員）
待機児童と保育士不足の解消について（上村智恵子議員）
安全・安心な学校給食について（上村智恵子議員）
今後の地域防災マスターのあり方について（門脇吉春議員） |
| 日程第3 | 議案第10号 | 令和2年度余市郡仁木町一般会計予算 |
| 日程第4 | 議案第11号 | 令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第12号 | 令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第13号 | 令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第5号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第8 | 議案第6号 | ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定につ
いて |
| 日程第9 | 議案第7号 | 仁木町道路線の認定について（中フレトイ線） |
| 日程第10 | 議案第8号 | 仁木町道路線の廃止について（中フレトイ線） |
| 日程第11 | 議案第9号 | 仁木町道路線の一部廃止について（4番線） |
| 日程第12 | 議案第14号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第13 | 議案第15号 | 仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第14 | 議案第16号 | 仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第15 | 議案第17号 | 仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第16 | 議案第18号 | 仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について |

令和2年第1回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 会 令和 2年 3月 9日（月） 午前 9時30分
散 会 令和 2年 3月 9日（月） 午後 3時03分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
7 番 上 村 智恵子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 参 事	四十坊 供 之
副 町 長	林 幸 治	建 設 課 長	可 児 卓 倫
教 育 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	奈 良 充 雄
総 務 課 長	新 見 信	学校給食共同調理場所長	渡 辺 和 之
財 政 課 長	渡 辺 吉 洋	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選挙管理委員会委員長	芳 岡 廣
企 画 課 長	嶋 井 康 夫	選挙管理委員会書記長	（新 見 信）
住 民 課 長	川 北 享	代 表 監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 長	岩 佐 弘 樹	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
産 業 課 長	鹿 内 力 三		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
総 務 議 事 係 主 任 佐 藤 祐 亮

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月6日に引き続き、7番・上村議員及び8番・宮本議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（横関一雄）日程第2『一般質問』を行います。5名の方から6件の質問があります。

最初に、『町道の実態について』以上1件について、野崎議員の発言を許します。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）先に通告いたしました、町道の実態について質問をいたします。

昨年、総務経済常任委員会において所管事務調査を実施し、町道の管理状況を調査した中で、大江・銀山地域について質問いたします。

本町が管理している157路線という膨大な数の町道は、老朽化や破損状況により修繕や改良工事を行い、町民生活に支障を来さないようインフラ整備に努めていると存じますが、補修工事や改良工事に至る場合、どのような基準で実施されているのでしょうか。現在、大江・銀山・長沢・尾根内地域では、北海道横断自動車道（倶知安～余市間）の建設に係る大型車両の交通量が増え、更には北海道新幹線ニッ森トンネル（尾根内）工事における掘削土の運搬道路として、本年から1日当たり150台以上の大型車両が走行します。また、工事が本格化すると、さらに交通量は増えると予想されます。運搬道路として使用される銀山2号線、銀山中央線、銀山3号線の実態や、前馬群別線、クリーンセンター線、長沢線の生活道としての安全性は確保されているのか、今後の整備計画も含めて次の点について伺います。1点目、町道の補修・改良に至る基準はどのようになっているのか。2点目、北海道新幹線や横断自動車道の工事に係る大型車両通行による影響は。3点目、大江・銀山地域における町道の整備計画は。以上3点について町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは野崎議員からの町道の実態についての質問にお答えいたします。

1点目の「町道の補修・改良に至る基準はどのようになっているのか」についてであります。町道の補修につきましては路面の陥没・轍ばれ等により通行に支障が生じる場合、町道の改良につきましては住宅が点在する砂利道や交通量が多く危険がある場合など、状況に応じて対応しております。

2点目の「北海道新幹線や横断自動車道の工事に係る大型車両通行による影響」について申し上げます。北海道新幹線や北海道横断自動車道の工事による大型車両の影響につきましては、現況道路の損傷、騒音や振動などのほか、交通事故の発生や渋滞などによる一般交通の妨げが懸念されることから、町道の使用に当たっては、これまでも事業者と協議しながら、舗装の施工・拡幅、待避所の設置、誘導員の配置、地

域住民への説明・周知等に努めてきたところであります。

3点目の「大江・銀山地域における町道の整備計画」につきましては、平成28年3月に策定した過疎地域自立促進市町村計画において、令和2年度に町道長沢漁別線の測量設計に着手することとしておりますが、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構より新幹線工事の残土運搬路線として使用する可能性が示されていることから、整備については現在のところ保留することとしております。なお、その他計画している路線はございません。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）質問に対して回答をいただきました。順次、再質問いたします。

昨年の所管事務調査において、2班に分かれて町の道路状況を調査しました。委員会による調査の結果報告としては、32路線において改善を要する事項も上げられております。

町による補修・改良基準の説明をいただきましたが、道路の各箇所の状況に応じて対応とのことであり、膨大な路線があることから、現状は十分確認もされておられるとは思いますが、この度の調査による点として、舗装の状況、側溝の実態、路肩に出る立ち木、ガードフェンスの状況、地すべりなどが上げられております。今まで地域の方より、いろいろな要望に対しても対処されてきたと考えますが、対応しきれない点もあると考えます。今後の取組として、道路管理業務を業者に委託することも必要ではないかと感じております。その辺に対してお伺いいたします。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今の野崎議員のご質問であります。道路管理業務を委託化する部分というご質問であります。こちらにつきましては令和2年度からの取組としまして、道路維持業務につきましては委託化というところで予算化しているところでございます。なお、こちらの委託につきましては、あくまでも道路の基本的なパトロールとか、やり方の部分については今まで同様、町職員がパトロールするなり、また、地域からご連絡いただいた部分をですね、こちらの方で確認等をして行い、業者の方が、その部分も管理の方も委託について行うというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）説明をいただきました。

令和2年より、委託業務を考えているということですが、どの範囲まで考えておられるのか、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）道路管理の委託の範囲ということでございますが、こちらにつきましては、先ほど議員の方からお話がありました、町道の全路線です。こちらの方の維持補修等の管理という部分でございまして、これまでと同様に舗装の補修ですとか、側溝に、例えばゴミが詰まっているとか、側溝の補修ですとか修繕、また草刈り等も含めた中で行うというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）その辺において、対応を進めていくことに対しては非常にスムーズにいくのかという感じもしていますけれど、それでは対象として、即、町として対応できる状態になっているのか、調査だけで終わるのかどうか、またきちんと対処していただけるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらにつきましては、これまでと同様に現地等を確認した中で、また、要望等ございました中で、現地を確認して緊急性等があるか、安全性はどうかという部分を判断した上で、これまでと同様に随時修繕等を実施してまいります。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）総体的に仁木町の路線全般を見ていただいて、管理していくということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）当然、町道の全路線の部分の委託という部分でございます。

こちらにつきましては今現在予定しているのが、単価契約という形で予定しているところでございますので、実際に要望なり、連絡等のあったものをですね、こちらの方でも確認して、また、業者からも当然こういう路面状況になっているですとか、いろいろ種々これまでと同様、ご連絡いただく部分がございしますので、それらを確認した上で、これまでと同様に対応していくというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）ぜひとも、委託において、町民がスムーズに生活できる方向性を取り入れていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。2点目ですけれども、北海道新幹線や横断自動車道の工事に係る大型車両通行による影響ですけれども、事業者と協議され、地域住民の方に周知に務められたとのことではありますが、2年ほど前より銀山2号線は横断自動車道による資材運搬路として、日々車両の台数も増えつつあります。今後は、新幹線の掘削土を私有地まで運搬路として共有するルートとして説明もされておりますが、運搬路線は7か所に及ぶ橋りょうを走行されます。そのうち、農業用水路として2か所横断します。車両の重量、車両台数として十分対応できるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）私の方からですね、ちょっとご説明差し上げたいと思います。

只今のご質問でございますが、こちら町道の橋りょうにつきましては、大型ダンプの通行の対応は可能でございます。それで農業用水路に架かる橋りょうでございますけれども、こちらにつきましては、管理しているのが土地改良区の方になりますので、そちらにつきましてはですね、鉄道運輸機構の方と協議しているというふうに聞いているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）今、可児課長より説明をいただきました。

土地改良区と話をしているということですが、農業用水に架かっている橋、これは改良区が対応をする橋になるんですか。町の道路として架かっている橋として町の対応になるのではないかなと思うんですけれども、農業用水に架かっている橋です。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今の野崎議員のご質問であります、町道が通っている路線にですね、灌漑溝があり、その用水路が横断しているという状況というふうに今のご質問で捉えたところでありますが、そ

ちらにつきましては、その施設の管理者というのは、土地改良区という形になりまして、そちらの方ですね、鉄道運輸機構の方は協議しているという部分で、そこに何かしら処置を施す云々となりますと、道路管理者の方も入った中での協議等が入ってくるという状況でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）それでは先ほど、車両の重量や台数として、他の橋りょうに対しては十分対応できるものになっているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）町道の橋りょうに対してでございますが、通常、一般車両等で20トンを超えなければですね、橋りょうに対して通行は可能というものでございます。また、それで、その橋の部分でこれまでもいろいろお話等、協議しているところはあるんですけど、大型ダンプの通行も結局交通量が増えるという部分ですね、交通量の増によって橋りょうが損傷する、傷んで劣化するということが考えられるため、鉄道運輸機構はその辺を心配されて協議等をしているという状況でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）その橋に対して、今現状、どのような状況になっているのか。十分耐えられる状況になっているのか、もう年数も結構経っている橋だと思いますが、その辺に対しての損傷とかそういうものが、現状、どうなっているのかわかりますか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）町道の橋りょうにつきましては、5年に1度の法定点検というのを実施しているところであります。それらの状況から特段そういうものに支障がある場合には、交通規制をかけるなり、場合によっては通行止め、若しくは重量規制等をかけるという部分でございますが、今現在、そのように対応している橋りょうはございません。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）その辺は対応されているということで、今後通っても損傷がないという判断で、これから1年から5年くらいの間は、工事用の車両が通るのかという感じもしますが、5年間で一度調査するということですが、その間で1年に1回とかという形で調査は実施されるのかどうか。また町として、何らかの規制というものが出されないものなのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります。まず、北海道新幹線の掘削土のルート、工事で使用する部分につきましては仁木町と鉄道建設運輸施設整備支援機構で、平成28年に北海道新幹線の建設工事に伴う道路使用に関する協定書というのを締結しているところです。それで協定書の中ではですね、鉄道運輸機構の工事に伴いまして、通行する工事用車両に起因して道路を損傷したと認められるときは、仁木町は鉄道運輸機構に対し補修等を求めることができるとされております。又は、鉄道運輸機構が道路の拡幅、路面の補強や待避所の設置等の措置を講ずる必要があるときは、あらかじめ仁木町と協議するものとされており、これに則った形でこれまでも対応してきているという部分でございます。また、調査の実施という部分につきましては、橋りょうに応じて、これまでもパトロール等により状況確認等をしているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）それでは、鉄道運輸機構とはきちんと協定を結ばれているという判断で良いですか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）平成28年に締結した協定書を基に、個別に使用する路線等が決まりましたら道路協議という形にしてですね、詳細の協議をしているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）協定されているということで、新幹線の発生土を町有地に受入れする運搬道路として銀山～赤井川線を通り、国道を經由し、馬群別線から林道を通り、クリーンセンター、そして町有地の受入れる場所になっておりますが、林道は町の管理下として、どこまでが対応なのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）只今のご質問は大江林道のことだと思うんですが、大江林道の管理というのは町の方でやっております。町の方の担当としては、産業課の方で担当しております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）その林道を通るということで、今の実態としては車が通ることに対しては、その整備とかそういうものは町が行うのか、鉄道機構が行うのか。その辺はきちんと協定されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、大江の林道の部分の整備に関しましては、今回、鉄道運輸機構の方ですね、整備をするということになってございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）その辺も、きちんと協定の中に含まれているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）ルートが正式に確定して、図面等も鉄道運輸機構の方からこれから示されますので、そういうのが出てきた段階で正式に町有地に入れる分も含めて協定を結ぶという形になります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）まだ計画段階という説明ですので、ルートとしての説明会は地域に2回ほどされていると思いますけれども、今後きちんとしたルートが決まった時点で、地域に説明する予定がいつ頃になるのか、わかれば伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、今はルート検討ということで、鉄道運輸機構、また、実際にそれを受注しています清水JVさんの方で動いておりますけれども、林道部分は今まだ雪がありまして、きちんとした部分までまだ設計ができていないということです。今後、雪解けを待って現地を調査し、測量に入って、その後図面が出てから地域の住民の皆さん方に対しての説明会という形になるかと思っておりますので、春、4月以降というような形になるかと思っております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）堆積場までの経路として、今話をしているのですが、復路としての計画はどのようなになっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）復路の方も先日の全員協議会の方で鉄道運輸機構の方からお話もさせていただきましたけれど、現在検討中ということで、そちらについても、まだ雪が降り出してから、そちらのルートはどうだろうかというような話になっていまして、雪解けを待ってやはり現地の測量なり調査に入ってからということになりますので、そちらもまた4月以降、まだ先になるかなという所でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）それでは地域へのきちんとした説明は、まだしばらく後になるのかという感じもしますが、地域の人たちも昨年の12月に説明をされてから間が空いているということで、どのようになるのかということが非常に心配でもありますし、その地域の農業用としても生活道路としても利用している中に百何十台という車が通るということに対しても非常に不安を抱えている点もありますが、なるべく早目に地域に説明をしていただきたいという感じがしています。

それでは、3点目に移りたいと思いますが、大江・銀山地域の整備計画ですが、直接場所の対策として伺いたいと思います。銀山～赤井川線より、馬群別長沢線ですけど、路盤舗装整備として、今年測量設計に着手する予定でしたが、新幹線の掘削土の運搬工事ルートとして、現状はまだ定まっていない状況ということで、保留という決断をされておりますが、町としての整備計画の中で計画として取り組んでいるものを保留ということ自体がどうなのかという感じもします。鉄道運輸機構が入ってくる時点がいつなのかは、まだ定まっていない状況の中で、1年保留なのか2年保留なのかということにもなってきますので、町は町としてきちんとした基準の中で対応すべきではないのかなという感じがしますが、どういふふうにお考えですか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）今ご指摘のとおり保留ということは、先ほどの説明とも関係しますが、当該路線は鉄道運輸機構において残土の輸送に使用されるという可能性があるということで、まだ今のところ決定していない部分があるということで保留としているというご説明を申し上げたとおりでございますが、1日当たり、8時間で最大で150台程度の通行が想定されるということでご説明を受けております。そういった中で、もし町で整備後、道路の整備後に損傷等も想定されるし、また、整備区間が、もしかしたら輸送等に影響するということが想定されますので、第一に残土の方を整理した中で、そちらが決定した後で整備していくという考え方で進めて行くということで保留ということにしているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）保留するのは良いんですけども、町としての計画としては、町の計画も結果的に保留という形ではなく、やはり進めるべき点は進めていかなければならないと思いますし、新幹線の工事のために待っていて、現状として、今の状況はひどいんです。舗装が半分の状況になっている。これで今、生活道路として物を運ぶにしても非常に道路が傷んでいる状況の中で対応しているという地域住民の意向というものがきちんと捕われていないのではないかなという感じもしますし、その辺の対応というものをき

ちんと踏まえて、保留ではなく、町として取り組んでいくんだという姿勢を見せていただきたいと思いますと思うんですが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）道路の走行上、例えば陥没とか轍ぼれ等が発生した時に、従前どおり町の補修工事の中で随時対応させていただきたいと考えています。ただ、抜本的な整備については、先ほどもお話ししたとおり、情勢等の変化も踏まえて町として1番良い方法を選択した中で進めて行きたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）ぜひとも住民に支障のない方法を汲み取っていただきたいと思います。

次に、大江神社前のT字路ですけれども、非常に高低差が大きく、ガードフェンスも破損している状況であります。ちょっとした拍子に事故につながるのではないかという感じもしておりますので、早急な対応をすべきと思いますが、町の対策としてこの部分に対してお考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今の大江神社の交差点付近という部分で具体的にお話しがあったところでございますが、それらも含めた上で、雪解け後に状況を確認した中で随時対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）ぜひとも早急な対策をお願いします。

今行けばもう雪が少ないですから、以前からいろいろ確認もされていると思いますし、やるかやらないかという事にもなってきますので、事故の起きないうちに取り進めていただきたいと思います。高低差が3m近くもあるかという感じもしますんで、年内にこの対応を進めていただきたいと思います。その辺はどう対応されますか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります。雪解け後ということで、先ほど答弁させていただいたところではあります。必ずしも新年度というわけではなくて、若干雪が解け始めている部分もございまして、それを踏まえた中で年度内にできるものは年度内という形で対応を考えているところであります。以上です。

○議長（横関一雄）野崎委員。

○6番（野崎明廣）ぜひとも見ていただき、年度内でやれるものであればというより、年度内にやっていただきたいと思います。

また、その他の路線整備計画はありませんと回答をいただいております。町長の行政報告にも述べられておりましたが、橋りょう15m未満の工事補修設計を次年度以降の取組をするという、その中で銀山中央線に架かっている橋りょうがありますが、この橋は現状として早急な対応が必要と考えられます。大型ダンプトラックの通行不可の説明報告もされております。次年度以降ではなく早急な対策を立てるよう取組を考えるべきではないかという感じがしますし、生活道路として銀山駅、銀山中学校の通学路でもあると

ころでございます。ぜひとも、これに取り組んでいただきたいと思います。町長はどのような取組を考えられるか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今の町長にということですが、私の方から1点ちょっとお話ししたいんですけど、只今のご質問中で、「大型ダンプトラック通行が不可の説明報告」というようなお話がございましたが、こちらにつきましてはそのような部分というのは、今回の答弁でも実際していないところでございます。

また、こちらは銀山中線中央線の銀山農協前橋に当たるんですけど、こちらにつきましては、平成30年度策定の仁木町橋梁個別施設計画において、令和5年度に修繕工事予定としております。それで、工事に向けた補修設計等につきましては、令和2年度、来年度に実施する予定でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）可児課長より説明をいただきました。

工事車両通行不可という点については、地域の説明会の中の工事ルートの中にきちんと謳われておりますし、「ここを通れないために、山を回ります」と説明もされたような感じかもしれませんが、言葉の自分の感じた取り方で、違うのかもしれませんが、その中で大型トラックは通行不可ということが書かれていました。今の説明の中で令和2年からいろいろ取り組んでいただけるということで、また、令和5年に着工とか、そう進めていきたいという説明もいただきましたけれども、実態としては、こういうような通行不可になっているところにおいては、急いでやらなければならないという感じがしますが、その対応としてはどうなのかお伺いします。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今お話ありました説明会の云々という部分でございますが、そちらにつきましては、鉄道運輸機構の方で書類等を作成したものかと思われませんが、あくまでも町道を管理する側の方の認識としましては、そこを通らないで他のルートを通るという部分を想定したものなのかなというふうに町道管理者としては押さえているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）どちらにしてもこういう橋があるということで、町長に先ほど伺ったのですが、生活道路として銀山駅、銀山中学校の通学路においては大型ダンプも通れない。通れることは通れるけれども良くないという結果が出ていますので、ぜひとも今年から進めていただきたい感じもありますが、町長どうお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。最後になります。

○町長（佐藤聖一郎）時間もないので端的に今後の町の方向性としてお話をさせていただきますけれども、今後、道路整備に対する基本的な考え方としては、これまでと同様に基本的に優先度の高い方から着手してまいりたいというふうに考えております。そういうことを何度も、今までもお話しさせていただきました。「優先度が高い」と言うのは、基本的には未改良路線や緊急的に整備が必要と判断した路線に対して着手するものでありまして、維持・補修に関しても担当の方から説明させていただいたとおり、緊急的なものは随時補修させていただくということで、お話しさせていただきました。先ほどの銀山路線の部分でもそ

うですけれど、今後、総合計画や又は過疎計画を立てていく中で、そういうことも含めて緊急的に必要な箇所、又は優先的に必要な場所、そういったところを精査してですね、今後町としては計画を立ててまいりたいと考えている次第です。

○議長（横関一雄）野崎議員。もう時間が来ましたので簡潔に。

○6番（野崎明廣）時間が来ましたので、これで終わりますけれども、ぜひとも早急な形の中で道路整備の総合計画をきちんと立てた中で、随時進めていただきたいと思います。

地域の方々の不自由のない、事故のない道路として、町として対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）次に、『土砂災害等の防止対策について』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、先に通告済みの土砂災害等の防止対策について質問させていただきます。

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな影響を与えております。土砂災害防止法は、土砂災害から生命や財産を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもので、平成12年5月に本法律が成立しております。この法律により土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を都道府県が行い、指定にあたっては地形・地質・降水・土地利用など「基礎調査」を基に警戒区域の選定が行われます。制定から10年を経過した平成23年時点で基礎調査が完了したのは1県のみで、平成26年時点では13県に留まり、都道府県の多くが未指定でございました。しかし、平成26年8月に発生した広島市の大規模災害を踏まえて、同年11月に法改正され、指定の前提となる基礎調査が進まない都道府県に対し国が是正要求することが可能となり、調査終了後、関係市町村に対して遅滞なく結果を通知することが規定されました。本町においても、北海道（小樽建設管理部）の基礎調査の結果、土砂災害警戒区域が10か所、特別警戒区域が2か所の合わせて12か所が令和元年12月17日付けで指定されております。この調査内容等については本町のホームページで公表しておりますが、調査するにあたり、地域住民への説明会、個別訪問等により、土砂災害警戒区域等の指定に係る説明を順次実施することになっております。そこで、基礎調査における住民説明会等の経過内容と調査結果に基づいた避難体制など今後の具体的な災害防止対策について町長に伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員からの土砂災害等の防止対策についての質問にお答えいたします。

ご質問の前段「基礎調査における住民説明会等の経過内容」についてであります。今回の土砂災害警戒区域等の指定までの経過といたしまして、平成30年5月から12月までの期間において北海道が基礎調査を実施し、平成31年3月29日付けで町に対し調査結果の通知があり、令和元年5月に警戒区域等の位置図及び区域図の公表を受けたものであり、町ホームページにおいても内容を掲載しお知らせしております。

町といたしましては、警戒区域等にかかる町内会長への説明を経て、令和元年8月28日に仁木町民センター、30日に大江コミュニティセンター、9月3日に銀山生活改善センターにおいて居住者及び地権者を対象とした土砂災害警戒区域等の指定に係る説明会を開催しております。なお、当日欠席された対象者には、ハザードマップ等の説明会資料を配布し、周知したところであります。その後、北海道から12月17日

付けで「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に指定された旨の通知があったことから、広報にき2月号及び町のホームページに掲載し、周知したところであります。

後段の「調査結果に基づいた避難体制など、今後の具体的な災害防止対策」について申し上げます。土砂災害防止法において、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進が定められていることから、本町といたしましては、令和2年度今回の調査結果を盛り込んだ仁木町防災ガイドマップを作成し、土砂災害警戒区域の該当箇所のほか、土砂災害の前兆現象や避難行動の内容などを周知し、土砂災害の防災対策について、町民の皆さまにご理解いただくよう努めてまいります。また、その取組に併せて大雨と土砂災害を想定した地域防災訓練を実施するなど、町民の皆さまの防災意識の醸成に努めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、只今のご答弁に関連した再質問をさせていただきます。

この度の調査に対しまして、昨年8月に仁木・大江・銀山、それぞれの地区で説明会を開催したということですが、その説明会での説明内容等について伺います。

また、出席された住民の皆さんは、今回の調査結果についてどう受け止められたのか、そのことについても伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えします。

まず、説明会の内容ですが、こちらの方は調査を行った中で、実際に皆さま方にその警戒区域の図面等をお渡しして、それでそれぞれの地域のどういうところが区域に入ったかというようなものを、北海道の方の職員の方から説明をいただいております。それに対して町としても今後どうしていくのかということ、先ほど言っていましたようなハザードマップですとか、または避難訓練、そういった部分があるというようなお話をさせてもらったところでございます。

地域の皆さま、参加された方々としては、中には元々土砂災害がある、昔からそういう区域という話を聞いていたので、やはりそういう区域として指定されたということで、割と冷静に受け止められているという方が多かったように思います。また、それに対して避難等についてどういうふうにしたら良いのかですとか、災害区域の中に避難所があるけれども、というようなお話もいただきました。それに対してはこちらの方で、災害の種類によって避難所も変わるということでお話をさせてもらったりしていたところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）冷静に受け止めていたということですね。

それで、避難等については心配されていたということも垣間見たと思われま。

では、この出席された方の出席率はどの程度の方が出席されていたのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）出席率という部分ではですね、非常に残念なんですけれども、それほど多くありませんでした。

全体として、その土地の区域内に該当する居住者の方、また地権者の方そういう皆さん方に集まっていたかどうかということで、広く町内会等にお知らせをしたところなんです、実際にはそこに今お住まいでない方ですとか、そういう方もいらっしゃる、率としては、計算で出しておりませんが、各避難所での説明会、七、八人程度というような状況でございました。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっと非常に少ない中での説明会ということで、非常に残念に思うんですが、この防災意識の向上、これについては後程質問させていただきますけれども、非常にちょっと残念だなという気がしているところでございます。

それで今後の警戒区域指定についてちょっと伺いますけれども、今回、旭台地区は地すべり警戒区域の調査対象になっております。今現在、警戒区域に指定されておられません。この箇所は。この地区の区域は一旦地すべりが発生した場合、旭台地区はもう壊滅的な状況となります。そして、その被害は余市川を超えて、町道・北裏線まで被害が及ぶというようなシミュレーションになっております。関係住民の方の中には、非常にこれを心配し、危惧されている方もいらっしゃいます。今、旭台地区はワイン産業で近年非常に伸びております。非常に町にとってのイメージ的にも、ダウンするのかなというふうには感じております。ただ、これも地形的な部分でございまして、それはやむを得ないとして、そういうことも懸念されるのではないかというふうに考えています。この区域の指定については、今後どのようなことになるのか、指定されるのかされないのか、そして今後の対応としてどう考えているのかについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今ご質問のありました旭台地区におきましては、実はその区域指定の中に、余市町の豊丘の部分も含まれております。それで、私ども仁木町だけでなく、余市町の方でも住民の方に説明会なりお知らせをしてという事で、余市町での意見照会の回答を待ってから指定するという事で、ここだけが遅れました。ですけれども、余市町の方も回答の方が出たということで、実はつい先日ですね、こちらの方に連絡が入っておりまして、今月の10日に北海道の方で告示予定ですよというふうなお話が来ております。それによりまして私どもとしても、また機会を見つけて皆さま方に周知していくという形になるかと思っております。

また、先ほど言っておりました余市川を超えてという部分、心配されている部分なんですけれども、地すべり区域として、大きく括られた区域の範囲と同じだけ、そのままその区域から外へずれるというような形で考えた場合に、余市川を超えてしまうというようなことなんです。ただ、その範囲内、地塊と言っていますけれども、それがずるっとそのままずれたときの1番下の部分から最大250mまでの範囲ということで基準が決まっています、それでいくと余市川を超えてしまうということなんです。実際にはその辺まで最悪の状態をシミュレーションしてということでの基準になっているのだと思います。その辺についても細かく、また皆さん方も不安な点があるかと思しますので説明をしていきたいと思っております。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今の説明で余市町も関連しているということで、その部分につきましては理解をしたところでございます。

この基礎調査については、法律では概ね5年ごとに行うということを規定されておりますけれども、今後も既に指定されたところについては、もう調査はしないのでしょうか。私は一旦指定されれば、やはり非常に将来的に地域住民の方も不安を抱えると思うんです。経過観察も含めて、今回既に平成28年度にもう指定されているところもありますので、これらも含めて、今後、経過観察も含めての調査というのは、どうお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）この調査という部分なんですけれども、今回の基礎調査もすべて道の方で行っております。それに対して道の方としては、来年度から、令和2年度からというような形で考えているようなんですけれども、実際に指定したところも含めて見回りというか、再度調査をするというような形で常に点検をしていくというようなことを言っておりますので、そちらの方の状況を町としては受けて対応するということになるかと思います。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ぜひそういうことで再点検という意味でもですね、実施してほしいと思います。

それでは次に、警戒指定区域内の避難等の体制についてでございますけれども、国は避難勧告等に関するガイドラインを平成31年3月に改正しております。それに「住民は自らの生命は自ら守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動を取る」との方針を示してございます。それで、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民が取るべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記し、防災気象情報が提供されるということになりました。

特に然別地域につきましては、その急傾斜地の崩壊による特別警戒指定区域にされております。場所的には然別生活館の裏手の山側、この部分については、先ほども言いましたように、平成28年11月にもう既に指定済みでございます。もう1か所が今回指定されたトンネルを抜けて左手の山側、これについても今回、特別警戒区域に指定されております。この、先ほど申しましたガイドラインでは警戒レベル2です。警戒レベル2は大雨注意報が発表された場合においては、ハザードマップ等により災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。次にレベル3は大雨警報これでは高齢者の方など避難に時間を要する人は速やかに避難するということで、この、避難行動の目安ということになってございます。この「土砂災害ハザードマップ」これはホームページに示されておりますけれども、これによりますと然別地区の方につきましては、大江コミュニティセンターの方が避難場所として指定されておりますけれども、非常に距離的に遠いです。この地区の方は、仁木町全体もそうですけれども、高齢者の方も多いということで自主的に避難したくてもできないという方も多くいらっしゃると思います。避難する上で様々な課題があるかと思いますが、その対応について町ではどうお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問の特別警戒区域になっている然別のお話が実際にございましたけれども、私どもとしましては、先ほど議員からお話ありました、警戒レベルそういうものを基準に考えまして、レベル3ですと高齢者ですとかそういう避難が難しい方々をまず先に避難させるというようなお話、それで、そのあと警戒レベル4とかになりますと地域の方々というような形になってくるかと思うんですが、そこの地域の方々を大江コミュニティセンターまで運ぶという部分に関しましては、やはり我々も自

力で行ける方が少ないのではないかとということですね、平成29年に1回、土砂災害を想定した然別地区の避難訓練を実施しております。実際には消防ですとか自衛隊、皆さんにご協力いただきながら行っておりまして、そのときには地域としてやはり自分で車なり自力で行けない方のためにバスを用意して皆さんに乗ってもらっていくというものでした。実際、土砂災害の場合は警戒レベルが上がってくる前段階でそういう準備はできますので、いきなり地震のように来るわけではないので、こちらとしてもそういう準備をしながら避難をしていただくということで、今までにそういう訓練もしましたし、また、今後においてもそういうようなものやっていききたいというふうに思っています。それによって地域の皆さんが実際に被害が出そうなそういう災害時に、どうやって避難したら良いのかというのを常に頭の中に入れておいていただけるような状況を作っていきたいというふうに思っています。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）平成29年に土砂災害に関わるころの避難訓練を実施したということであります。それで、バス等で避難されたということで、それは非常に前向きな訓練ということで、非常に評価するところでありますけれども、今後ともそれも継続してやっていただきたい、実施していただきたいと思います。そこでちょっとお聞きしたいんですが、避難レベルについては、先ほど高齢者の方だとか、避難するのに時間のかかる方々が1番懸念されるところでございますけれども、昨年、大雨警報が発令されたのは何回ほどありますか。その際、然別地域の対応についてはどのようにされたでしょうか。あったとして。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）すいません、手元に資料がないんですけれども、昨年に関しては、特にそういう大きなものはなかったのではないかとこのように思っております。

一昨年の7月ですとか9月に台風ですとか大雨というのがありました。そのときには地元の町内会の会長さんですとか、そういうところと常に連絡を取り合いながら、地域での土砂災害になる前兆と言われるような、沢水が濁っているですとか、また普段水の出ないところから水が出ているとか、そういうのをパトロールして、見ながら調整をしながら、こちらの方としては、避難の指示を出すか出さないかというのも、何時にするかという段階で、それ以上の災害がなかったので止めています。実際には避難所としては大江の方には準備は一昨年のときにはもうしておりました。何時でも避難できる体制にしておいて、状況を見てからというようなことで、昨年については、ちょっとこちらの方で押えがありません。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）地域とも連携をして対応しているということでございますけれども、この然別地域の場合、先ほど言いましたように、避難する際は、大江の方へ避難します。それで然別生活館、おそらく地震のときも、そのときは何となくとも、土砂崩れがなくても、余震等でまた発生するおそれもあります。近年まさかここに何十年も住んでいるのにこんなことは初めてだという、そういう災害も頻繁に起きています。それであれば、然別生活館というのは、避難所としてどういう場合に、これは開設するのでしょうか。雨が降っても危険ですよ。あそこはちょうど渡川があって、今回、議会報告会でも出ていましたが、渡川についても、土石流の警戒区域になっています。土砂も溜まっているという話もされておりました。であれば、あの然別生活館というのは、どういう場合に避難所として開設するのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）今のご質問ですけれども、議員仰せのとおり、大雨ですとかそういうときにはやはり使えないということで、それ以外の停電であったり、又は地域の他の災害、雨・土砂災害以外のものときに使うということで、すいません、防災計画の中に位置付けで入っているんですけど、ちょっとそのページが今見つかりませんので。少しお時間を下さい。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時44分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前の佐藤議員の質問に対して答弁が残っておりますので、これを求めます。嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）お時間を取っていただいて申し訳ありませんでした。

仁木町の地域防災計画の中の210ページに指定避難所ということで一覧を載せておりまして、その中でそれぞれの避難所がどういうときに対応するのかというものを載せております。その中で、然別生活館の場合は、大規模火災が起きた場合、それと然別生活館自体のところではない土石流、そういうようなものにも避難は有効ということで区分としてございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）やはり1番心配なのは、大雨あるいは地震が1番心配されると思うんです。これはもう少しきちんと精査してはどうでしょうか。どういう場合に然別の方は、この然別生活館を避難場所として使用するのか、その辺のところもやはりきちんとこれは精査した方が良いと思います。それで、こういう場合は大江、こういう場合は然別ということで、きちんとそういう位置付けをした方が良いと思うんです。これは必要だと思いますよ。

私も今回いろいろ防災計画を見た中で、当然、そういったことも出ています。ただ、やはり私もいろいろ見て考えているうちに、では、この然別生活館はいつ使うんだと思いました。今おっしゃられたように火災だとかそういう時に緊急避難的に避難される方とか、それぐらいなのかという感じがしますので、もう少しこれはきちんと精査する必要があると思います。町長これどうですか。これは非常に大きな問題ですよ。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員おっしゃるとおりですね、これまでの防災計画の中では、なかなか昨今のこういった異常気象を鑑みますと、なかなか避難所に適している部分と適していない部分があります。また、それぞれのシミュレーションによっては、避難経路とか従来の考え方とはまた相違が出てくる部分とかいろいろございますので、その辺はもう1度きちんと様々なシミュレーションを想定して精査していきたいというふうに思っています。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）本当に今、国もいろんな計画の見直しや変更をしていて、自治体にもいろいろそういう文書が入ってくると思うので、担当としては非常に混乱を来すのではないかというふうに考えています。私もいろいろこう調べていて、何が何だかわからないという状況もあります。いろんな計画があります。

ですから、その辺もきちんと整理・精査してもらって、やはり町民の生命と財産を守る。町を守るというそういう大前提がありますので、ぜひその辺もきちんと今後は対応してほしいと思います。

次に、洪水ハザードマップについてちょっとお聞きしますけれども、本町の洪水ハザードマップは現状における河川の整備状況の下で、50年に1回程度起こるとされている大雨で余市川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションされたものでありますが、この50年に1回程度起こりうるという大雨、これはどのぐらいの降水量なんですか。これを基にハザードマップが策定されているわけで、50年に1回程度大雨、これはどのぐらいの降水量なんですか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時10分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前の佐藤議員の質疑に対する答弁が残っておりますので、これを求めます。嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）お時間を取っていただきましてありがとうございました。

先ほどの佐藤議員からのご質問の「50年に1度の大雨」なんですけれども、50年に1度の大雨とは48時間のうちに、仁木町で言えば232mm、また3時間での雨量が83mmという数字になっております。これは各市町村でそれぞれ違います。以上です。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

やはりその辺のくらのことはですね、作った町の担当者がわからないということであれば、町民の方に対しても示しがつかないと思うんですよ。「お前たちは意味がわからないでこれを作っているのか」ということにもなりかねませんので、やはりその辺のことは、もう1回これをきちんと精査して、自分なりに、やはり担当の方は十分理解した上で、策定してほしいと思います。

これからいろいろ仁木町防災ガイドマップ、これらも作るわけですからその辺のことをしっかり中身を精査した上で、町民の方に配布されるよう、よろしく願いいたします。

それで以前、本町では災害が発生する前に住民を避難させるタイムライン（事前防災行動計画）の策定ですが、これについて、私は平成30年9月の定例会でご質問させてもらっておりますけれども、この策定については、平成30年度中の策定を目指すということで、ご答弁いただいておりますけれども、これは策定を終えているのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、仁木町のタイムラインは、一応、たたき台のところまでは作ってあるんですけれども、町民の皆さんに周知するところまではまだ行っておりません。申し訳ありません。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）遅れた理由は何でしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）このタイムラインを作るにあたって、当然、道の管理河川の部分の内容も入ってきますので、北海道と一緒に作っております。その中で、私どもの方も作業がきちんと予定どおり動かなかったという部分もありますけれども、道の方の実際に作る部分、全体のまとめという部分で、でき上がって来ていないというのは変な言い方ですけども、調整が取れていなかったという部分がございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）道の責任のように聞こえるんですけども、道の責任なんですか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）道の方もいろいろやっていただいているということで、実際にはやはり担当の我々の方がきちんとできてなかった部分があるかと思います。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）やはり先ほど来、何かあまりこう真剣に取り組んでないように見受けられます。このハザードマップは非常に大事なものです。それとこの事前行動防災計画これも密接に関係してきます。先ほどの然別地区の避難もそうですけれども、実際に大雨警報が出た段階で、もう避難をさせる高齢者の方々に対しては避難させるという、そういう行動がすぐにとれるのか。例えば、今年、そういう警報が出た場合に、もう既に事前にバス等を手配して、住民の方を移動させられるのか。そういうものを含めてやはりきちんと庁舎内で、それは調整していく必要があるかと思います。

実際、洪水ハザードマップによれば、こういう50年に一度の災害が発生したときに、避難経路や避難所で、どういうふうに対応をするのか。特に、仁木の場合は広域避難所として、フルーツパークが指定されております。そうしたときに避難道路についても、避難所についても限られたスペースですから、その辺のことはシミュレーションしているのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）避難場所については、避難場所を設定する段階でどこに何人というような形、また、そこでどういうものを備蓄しておくですとか、ない場合はどこから持っていくというようなものもすべて計画の中には入れております。ただ、途中の道路ですとか、そういう部分に関しては、特にシミュレーションというのはしてございません。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）時間もなくなったので、もう少しその辺のところをお聞きしたかったんですけども、その辺はしっかりやはりシミュレーションをして、やはり今後に向けて対応してほしいと思います。

最後に町長に伺いますが、豪雨、あるいは台風については事前に対策ができる自然災害です。それで、災害が発生する前に避難行動を取ることで被害を最小限に抑えることができます。

しかし、人間の心理的な働きとして、危険が迫っても「自分は大丈夫。まさか巻き込まれないだろう。」という平常の範囲内と考える傾向があるそうです。これは、自己防衛本能の一種とも言われています。これは災害心理学の世界では、「正常バイアス」と呼ばれているそうです。私もこれ受け売りで、新聞の付録に入ってきたものをたまたま取ってあったのですが、ここに書いてあります。いろいろこれもかなり勉強になります。ある民間調査機関で調査しましたところ、2018年ですが、日本で起きている自然災害に対して7割の人が、防災対策をしていないと回答されているそうです。国も近年、いろんな先ほども言いまし

たように、甚大な災害を踏まえて、様々な対策を講じて、防災・防止に努めていくというところでありま
すけれども、個人の防災意識の向上を高めることで、今後の自然災害に素早く対応できて、そして、少し
でも人災を防ぐことができます。そこで、町民の皆さんの防災意識の向上について、それに対して積極的
に取り組んでいく必要があると思いますけれども、最後に町長、その辺のことについて町長の見解をお伺
いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

佐藤議員ご指摘のとおり、町内全体において避難体制を十分に確保できる環境を整備しなければ、万が
一災害が発生したときに対応することは困難な状況になるというふうに我々も捉えておりますので、意識
を高める上でも防災訓練の必要性が高いものであるというふうに認識しております。

ただ、現実問題として、避難訓練を経験している高齢者の方々も含めて、そういった避難をするのが困
難である方々に対して突発的な災害が起こった際、自主的に避難行動を求めても、なかなか厳しい状況に
あることも考えて、今後、防災対策を考える上でも、より実効的で機動的な避難体制を強化していく必要
性があるものだということを、我々行政としても考えているところでございます。また、防災意識を高め
る上ですね、本町でも町主催の防災訓練をいろいろ実行しておりますけれど、訓練を呼びかける際にな
かなか参加してくれる方々が少ないというのが実際のところであります。解決策として、これは私自身の
考え方や今後の考え方でありますけれども、火災や緊急災害等に活動要請を受ける消防団員がですね、日
ごろからそういった意識が高いものであるというふうに思っておりますので、そういった団員の方々に各
地それぞれ団員はおりますので、そういった方々に、特に防災的な部分をこれからいろいろ求めて、地域
の防災のリーダーとなれるような核、主軸となれるような体制を作ることも必要ではないかと認識してお
りますので、そういったことも含めて、今後の消防、防災のあり方について町として検討してまいりたい
と考えています。

○議長（横関一雄）佐藤議員。最後です。

○4番（佐藤秀教）只今の町長の答弁のとおり、様々な取組をしてですね、いかにその町民の皆さんの生
命と財産を守るかということで、災害防止対策にしっかり取り組んでほしいと思います。以上で、質問を
終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）続いて、『人口増加への具体的施策について』以上1件について、磨議員の発言を許し
ます。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）人口増加への具体的施策について質問させていただきます。

現在、第6期総合計画の策定が進められている中で、本町の将来における最も重要な部分は人口の確保
であると考えます。令和2年度から始まる第2期まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略の中
では、出生率の向上、移住・定住人口の増加などの施策を図ることで、人口減少に歯止めをかけ、人口構
造の若返りを図ることが伺えます。また、計画策定の為に実施された町民アンケートでは、中古住宅や空
き家の有効活用を指摘する声もあるようです。そこで、次の点について伺います。1. 総合戦略における
4つの重点戦略の中で、どの項目が特に重要と考え、優先順位を付けられているのか。2. 具体的にどの
ようなことに取り組んでいくのか。3. 役場職員の町内居住率は。4. 空き家、中古住宅の有効活用をど

のように考えているのか。5. 地域おこし協力隊の方々は将来仁木町に定住したいという考えで活動しているが、そのために町が支援していることは何か。以上よろしくをお願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の磨議員からの人口増加への具体的施策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の「総合戦略における4つの重点戦略の中で、どの項目が特に重要と考え、優先順位を付けられているのか」についてであります。平成27年12月に策定した第1期総合戦略において、産業分野、子育て、教育、高齢者、福祉等の各分野が連携したプロジェクトを推進したことにより、道内の多くの市町村で人口減少が進行している中であって、本町においては、人口が社会増に転じたことから、地方創生が着実に推進しているものと認識しております。このことから令和2年度からの新たな「仁木町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」においても、4つの重点戦略を継承するとともに、近年の人口減少対策の考え方を取り入れ、それらをバランスよく進めることにより、好循環を維持・発展させていくことが重要なものと考えております。

2点目の「具体的にどのようなことに取り組んでいくのか」について申し上げます。これら4つの重点戦略を実現するため、更に4つの重点プロジェクトを設けており、基幹産業である農業の生産基盤やミニトマト産地づくりに向けた支援、生産者の所得向上、新規就農者の育成・確保、地域の将来を担う若者の地元定着、地域おこし協力隊への支援、包括連携協定企業を含めた民間企業との連携強化推進、中学生以下の子ども医療費の無料化、子育て支援拠点整備による子育て環境の充実、住宅建設に対する補助、高齢者生活支援の各種事業実施、インターネット環境の整備などに取り組んでいくこととしております。

3点目の「役場職員の町内居住率」につきましては、令和2年3月1日現在で正規職員の89.6%が町内に居住しており、4月1日付けで採用する6名の職員も全て町内に居住する見込みでありますので、職員の町内居住率は更に高くなるものと考えております。

4点目の「空き家、中古住宅の有効活用をどのように考えているのか」につきましては、本町に移住される方などに対する住宅確保は重要な課題であり、空き家等を活用することは、有効な手段と考えております。本町においても、空き家を売りたい方などに対して、北海道後志総合振興局、管内の市町村及び建築・不動産の専門家団体が連携して運営し、後志管内の空き家情報等の紹介を行っている「しりべし空き家BANK」の仕組みを活用し、町内ではこれまでに10件の物件が登録され、その全てが成約済となったところであります。また、更なる空き家等の有効な活用を推進させるため、本年3月に策定予定の「仁木町住宅マスタープラン」において、推進施策として定めることとしており、空き家及び所有者に係る情報の収集と相談体制の検討を進めてまいります。生活環境に悪影響を及ぼしかねない空き家等の予防と適正管理の促進について、しりべし空き家BANKや新おたる農業協同組合等とも連携して取り組んでまいります。

5点目の「地域おこし協力隊の方々は将来仁木町に定住したいという考えで活動しているが、そのために町が支援していることは何か」について申し上げます。隊員が本町に定住する上で、仕事の面での支援が重要であることから、農業支援員に対しては、農地情報の提供や農業者とのマッチングを行い、地域振興員に対しては、それぞれのスキルを活かすことができる活動の機会を紹介するなど、日常的かつ継続的な支援に努めているところであります。また、隊員の起業を支援するため、任期が満了する1年前又は任

期満了してから1年以内の隊員を対象に、町内での新たな事業の開始や、法人の設立、事業の承継などを行った場合には、起業支援補助金制度により100万円を上限に支援を行ってまいります。さらには、起業・経営セミナーや自らのスキルアップのための研修などに積極的に参加できるよう経費面での支援も継続して行ってまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）質問に回答いただきありがとうございます。

それでは改めて回答いただいた中で質問させていただければと思いますが、まず、私の方から2つ目に具体的にどのように取り組んでいくのかという点について回答をいただいた中で、基幹産業である農業の生産基盤やミニトマト産地づくりに向けた支援、生産者の所得向上、地域の将来を担う若者の地元定着、地域おこし協力隊の支援、包括連携協定企業を含めた民間企業との連携強化推進の5点についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。地域おこし協力隊については私から後程の質問もありますので、その他の4点について、まずは質問させていただきます。

まずはじめに基幹産業である農業の生産基盤やミニトマト産地づくりに向けた支援とありますが、これは、まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略の中でも継続的に果樹ハウスの長寿命化に対する支援ですとか、あとは野菜ハウスの新規就農者に対する支援、そのほかに新規に農業地域の共同活動支援事業、農業基盤整備事業とありますが、おそらくこのあたりが対策だと思います。これについて確認させていただきたいのが、この情報というのは一般的にどこで見られるものになるのでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今の部分なんですけれども、新規で就農する方ですとか、そういう方に向けてであれば、移住・定住用の今パンフレットを作製しております。新年度からですね、新農業人フェアですとかそういうところでも活用しようということで今やっているものがあるんですけれども、そういう中でも見ることができます。また後は、実際にそういう支援をしてほしいという方、まずそういうのがあるかどうかかわからずに、でも役場の方にいろいろ相談に来られています。その中で「うちの町としてはこういう支援があるんだ」というような話をその場その場で個人さんに対して説明させていただいているというところでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）今回回答いただいた中で、ホームページ等々でインターネットを活用した情報発信というのは一切なかったんですけれども、それはやらない理由があるのか、もしくは何か今、話されなかった理由というのはあるのでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）町のホームページの方にもトマトの関係のハウスの補助金のことですか、そういうのは時期になったら載せているというふうに記憶しております。時期時期で、今見ても募集の時期は終わっているので載っていないかもしれないんですけど、きちんと必要な時期にその辺は載せているところでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）今回私が質問させていただいている背景として、人口増加への施策、人口増加をどの

ように考えているのかという観点で質問をさせていただいているんですけども、私がちょっと理解できないのが、おそらく町に相談する方々もいらっしゃると思いますし、パンフレットを見てという方もいらっしゃるの理解できるんですけども、おそらくそういう方々というのは、もう本当に仁木町に移住しようと思った方が多いのかなと思うんです。ただ今後、人口増加を考える中で、やはり全国的にも発信しなければいけないと思いますし、町内に来られる方だけが対象ではないと思います。私も新規就農を試みようという目線でインターネットで検索をして仁木町のホームページも拝見させていただいたんですけども、今、解答にもあったとおり、時期的には載っているのかもしれませんが、やはり新規就農をやろうと思ったときに、町がどのように補助をしてくれるのか、新規の就農者に対してどういうことをしてくれるのか、既存の就農者に対してはどのような継続的な支援をしてくれるのかという情報というのは、すごく重要だと思っています。実際に私も検索したところ、まず「北海道 新規就農」で調べると、一切仁木町は引っかけられないような状況でしたし、仁木町のホームページを拝見させていただいて、新規就農者の一覧の更新のページですとか、あとは新規就農者募集のページとかを拝見させていただいたんですけども、例えば、新規就農一覧の更新のページに関しては2012年が最終更新日となっていて、新規就農者募集のページに関しては2015年が最終の更新となっているんです。やはり新規で仁木町に就農しようと思って興味を持って見られた方が、これらのホームページで情報収集をしようとして見たとしても、この古い情報ではなかなか信頼性が低かったりですとか、あまり積極的ではないのかなというような印象を受けられてしまうと思います。このあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）今ホームページの更新、新規就農の部分については、今議員がおっしゃったとおり、積極的になされてない所もあろうかと思います。それ以外の農業全体のホームページにつきましては、昨年度、全体的な見直しをして大きく更新をかけているところでございます。ホームページの内容につきましては、順次更新をして、新しいものに変えて行くような取組を今後も継続していきたいと思っています。

それで、就農者の状態、就農相談の現状なんですけれども、平成30年度、令和元年度でどちらもだいたい年間20件くらいの相談があります。その相談というのは、「ホームページを見た」というところからの切り口で役場の方にお電話をいただいたり、訪問して相談を受けている件数でございます。仁木町で就農したいという方は、直接ですね、だいたいまづは電話でコンタクトを取った後に、役場の方に訪問してというふうな流れで来ていて、その中で、町の方まで連絡をいただいた方には、できるだけ丁寧に対応させていただいているところです。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）今の状況で、年間20件程度あるということであれば、もしかしたらそういう情報発信を強化していただけることで、更にもっと戸数が増える可能性もあると思いますので、これはぜひ積極的にやっていっていただきたいと思います。

次に、質問させていただきたいのが、生産者の所得向上ということなんですけれども、実際にこれはどういうことをやられるのかというのと、できれば今の既存の生産者の方というのが、ちょっとこういった括りなのかわからないですけど、所得が平均的にどれぐらいで、所得向上を具体的施策として上げるん

であればどれぐらいを目標にされているのか。後は新規就農の方、だいたい3年から5年以内ぐらいの方なのでしょうか、平均的にどれぐらいなのかというところも教えていただければと思います。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）農業所得の状況ですけれども、だいたい1人当たりの農業者の所得というのが、およそ400万円前後でございます。

平成21年度のデータで言いますと325万5000円、令和元年ですと408万2000円です。年によって、多少の増減はあるんですが、緩やかですが伸びているような状態でございます。新規就農者の方の所得の水準という統計は今手元に持ち合わせておりません。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）所得はわかったんですけれども、その所得向上ということなんですけれども、今現状で約400万円、408万円ですか、それに対してどれぐらいまでの所得向上を目標とされているのかということと、それに対する具体的な施策はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）農業者の所得については、「市町村基本構想」という国の農業基盤強化法の中で定められていて、全市町村が作っております。その中で農業者の所得、それから労働時間の目標を設定しております。それで、うちの町についても国の方で概ね700万円という設定をしておりますが、その7掛け程度の500万円程度を一つの目標としております。それから新規就農者の目標については、およそ国からの基盤強化の中で、一応2分の1程度、当初2分の1程度を目標設定として、5年後に一般農業者と同じように500万円程度の所得が確保できるようにということで、いろいろな支援が行なわれています。うちの町についても基本構想の中で、例えば農地集約化ですとか、いろんなインセンティブがございますので、そういった国の支援制度とか、農地の流動化等を図りながらいろんな取組を進めているところであります。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）すいません。

今の回答で1点理解できなかったんですけれども、新規就農の方は2分の1程度の目標というのは500万円に対しての2分の1ということでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）最初は2分の1程度、500万円に対しておよそ2分の1程度というのが国からですね、目安として指示されております。そして5年後ぐらいには一般農業者と同じような所得を目指してくださいというのが基本的な考え方です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ということは、初年度がだいたい新規就農者は、年収で250万円ということで、5年後には500万円を目指すという認識だと思います。

それはどういう形で上がっていくものなのでしょうか。やはり、例えば面積の問題、量の問題であれば、おそらく1年目・2年目・3年目・4年目・5年目と増加をさせていくのか、もう、1年目から増加をさせるのかということで、いろいろ対策が打てると思うんですけれども、質の部分であれば、果たして5年でそんなに簡単に上がるものなんだろうとか、ちょっとなかなか所得を倍にするというところが、わかり

づらい、見えづらいというか、想像しづらいんですけど、その辺りをもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）新規就農者の方が、すぐさま通常の農業者と同じように所得を確保することが難しいというのは、仰ったとおりだと思います。

その中でですね、町としても具体的な取組として、新規就農者に対しては3分の2を助成させていただきまして、ハウスを整備するなどそういった事を行いながら生産基盤の方の初動経費に対する負担軽減をしている。併せて、新規就農に対しては国から次世代人材育成投資事業ということで、年間150万円の助成を受けながら5年間の初動分についてのインセンティブと言いますか、そういった支援が国からもなされているというところでございます。こういったものを活用しながら、生活それから経営に対する初動的な負担軽減を図っていくということと、併せて、技術それから販売方法など、はじめのうちはいろいろとご苦労されることになるかと思いますが、それを地域の支え、また指導機関からの指導も受けながら、最低限5年程度の中で、何とか独り立ちしてもらうために努力をしていただきたいというのが、目安として5年間という設定になっていると思います。ただ当然5年ですべての方が通常の農業者と同じようになるのは難しいと思いますので、それについては皆さん努力をしていただくとともに、農業改良普及センター・農業協同組合を含めて、町とも連携して引き続き指導をしていく必要があるのではないかと考えています。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）回答ありがとうございます。ぜひ既存の農家さん、農業生産者さんたちとの連携を図ってその辺りの向上を目指していただきたいと思います。

それでは、次に、地域の将来を担う若者定着ということも具体的な施策の中で挙げていただいておりますが、これは具体的にどのようなことなんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）地域の若者という部分ですけども、元々仁木町にいらした方で、今外へ出ている方のUターンですとか、又は外から新たに入ってきていただくということで、それぞれの分野というか、方々に対しての支援。例えば、町内にいらっしゃる方で1回外に出て戻ってくるという部分に関しては、仁木町にいるうちからですね、仁木町のすばらしさ、そういうものを皆さんに知ってもらいながら、郷土愛なりそういう地域に戻る、また仁木を誇りに思うという、そういう気持ちを醸成する上で、また、仁木町に戻って来たいというような形を取りたいという部分。更には、外からの方々としては当然、若い世代が仁木町で生活できるようにということで、町内での職場・雇用の場の創出という部分でもですね、企業さんに入っていただくような形の努力をする。町では企業に対しては、企業立地促進条例というようなものです。企業さんに対して仁木町で雇用の場の拡大をしてもらうような施策、そういうものも取っております。また、子育て世代の方が安心して子どもを育てられるようにという部分で子育てに関する様々な町からの支援といったものすべてを総合的に加味した中で、若者の定着、若者の環境作りそういうものを進めていくということでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（麿 直之）若者定着で、町内の雇用の創出だったりとか、子育て世代支援というところは理解するんですけども、Iターン、Uターンに関してで言うと、なぜ町を出られてしまって、それなのになぜ戻られるのかというところで言うと、そのあたりの何か理由とか、戻られて来ている方から伺っていたら教えていただきたいのと、その郷土愛とかというところで醸成していくということでしたけれども、具体的にはどういうことをやられる予定なのか教えていただきたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）まず、仁木町に戻って来られる、又は仁木町に来られる若い世代、そういう人たちなんですけれども、元々いたような方、地元、仁木町で暮らしたいけれども、やはり職場がない、働く場所、農業ですとかそういうものをやっていくという部分はあるんですけれども、他の分野の自分がやってみたい、若者の皆さんがやりたいと憧れるような職業の場がないというお話もお聞きしております。そういう点では、新しい企業等を誘致していきたいというような感じで考えているところです。また、郷土愛を育むというような部分でいきますと、地域の若者がですね、やはり仁木町の事をいろいろ考える場、今回、総合計画を作るに当たって、町民ワークショップというところでも高校生の皆さんにも入っていたりしております。そういう中でですね、高校生の皆さんの考えなどをお聞きする場面もありました。そこでまた、今まで知らなかったことを、そういう高校生なり若い方が他の町内の大人の方たちといういろいろグループの中で、グループワークをしている中で、いろいろ気づきだとか、こういうふうになれば良いなというような思いを持っていただいて、今後に向かっての目標、夢そういうようなものを語ってもらっておりました。そういう中で、インターネットが使えるような環境、そういうようなものになると若い我々の世代もいろいろ生活に幅が広がるですとか、そういうようなお話もございましたので、そういうところを考えながら進めていこうというふうに思っているところです。

そういったものが、ひいては地域の若い人たちが、大人の方々と一緒に地域を見つめ直す機会も持ちつつ、地域に愛着なり、そういったものを持ってもらう。また、町の中でですね、例えば、教育委員会ですとめぐりというようなことで、仁木町の歴史についての勉強するような場面もあります。そういうような中で、地域の歴史・文化そういうものを知っていただくというのも、多分仁木から外へ出たときに、やはり自分の生まれ育った町は良い町なんだと再認識できるかなと思います。そして、戻ってきてもらいたいという思いでございます。

○議長（横関一雄）麿議員。

○1番（麿 直之）ありがとうございます。時間がなくなりそうなので、次に行かせていただきます。

2番目の質問の最後なんですけれども、包括連携協定企業を含めた民間企業と連携強化ということで、先日の全員協議会の中でも説明がありましたが、もりもと社だったり、北海道銀行、ニトリ、ピクシーダストテクノロジー、ジャパンモバイルさん、などと連携して雇用の創出をしていくとありましたけれども、先日、町長から施策の中でも、ニトリ社、ピクシーダストテクノロジー社、ジャパンモバイル社と連携を強化していくというお話がありましたが、具体的にこれはどのようなことをやられていくのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）企業との包括連携協定については、あくまで「包括」ということで柔らかな関係の中での結び付きを持ってお互いにいわゆるウインウインの関係になるという関係を継続させて行くという

ことになるかと思います。その中で今回の総合戦略の中で、1つの鍵となっている部分は関係人口と言われる部分だと思います。それで、うちの町を応援していただける幅広い人材。うちの町に住んでいる方、それからいろんな関わりを持っている方、それから企業さんを含めてなんですけれど、そういった関係人口を含めた中でですね、いろいろな面でのご支援をいただくということが、今後必要ではないかと思います。その中の1つとして、ふるさと納税もあると思いますし、またもう1つは、来年度からいろんな面で制度が拡充されますが、企業版のふるさと納税ですとか、そういった財源、新たな財源の確保の上でのこういった企業との連携を深めてまいりたいと思っておりますし、それから、先ほどお答えしましたけれども若者の地元への定着を含めて、その中で今後、働き方が多様化していく中で、例えばテレワークとか、ダブルワークとかが一般的になっていく中で、そういった部分で仁木町との関わりを持って、仁木町で仕事をしていただくという方も確保していけたらどうなのかという可能性も探っていきたいと思っています。

いわゆる企業さんが持っているいろんなノウハウ、スキル、財源、そういったものをですね、一緒に協力を深めながら、いろいろと町としても相互の関係を保ちながら活用させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）今、林副町長がおっしゃったことは理解できるんですけれども、いわゆる仁木町としてやりたいことというのが、いろいろあったかと思うんですが、それに対して今後、具体的に、定期的に、計画的に会議等で議論を重ねていくものなののでしょうか。ちょっと今の説明だと包括連携協定ということで、ちょっとあまり縛りがなくふわっとした協定だというようなお話もあったので、実際に今後の進め方等々については計画的にやられるものなのか、随時、何かがあったときに話して、何かがあった時に行動していくものなのかというのはどうなんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）今、仰ったように、イメージとしては「包括」関係なので、個別にスケジュールを立ててするものではないと思っていますけれども、ただ、相互にウインウインと言いましたけれど、プロジェクトとして、お互いに折り合うものについては、当然普通の事業の進め方と同じようにスケジュールの元で取組を進めて行きたいと思っております。

それから、包括協定を今回結んでいる主な会社については、この総合戦略の中の検討会組織に入っているいただいております、そういったことで、随時定期的にご意見をいただく場というのは確保されています。あくまでもプロジェクト、具体的に必要な事業や取組そういったものがある場合については、通常の進め方でやっていくということでご理解していただきたいと思います。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）せっかく包括連携協定を結んでいるので、ぜひ活用して具体的に計画的に進めていただけたらと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

まず、役場職員の居住率の回答をいただきましたが、この役場職員の町内居住をされている中で、持ち家と賃貸、いわゆる貸し家の比率を教えてください。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）只今の磨議員のご質問は、町内に居住されている方ということによろしいでしょうか。

町内に居住している職員の持家については約38%となります。民間やその他職員住宅等に入居している借り家ということになりますと48.3%ということでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）100%にならないですけど。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）失礼しました。

その他で、親族と同居等の持家でない部分の職員がいるということでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

その他のパーセンテージの方は、おそらく世帯主ではなくて親族の方と居住しているということかと思っています。

ちょっと次の質問にも関わるため、このまま次の質問にも移らせていただきますが、今回、空き家の有効活用、中古住宅の有効活用についても質問させていただいておりますが、回答の中で「しりべし空き家BANK」に登録して成約済みが10件とあるんですけども、今後のまち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略の中にも空き家BANKの活用継続とあるんですけども、実際にしりべし空き家BANKのホームページを確認すると、もちろん10件掲載していて成約にはなっているんですけども、その掲載した最後の日付が2017年8月31日の掲載になっているんです。おそらくこれは掲載した時点の日付なのかと思うので、成約はおそらくその後なのかと理解するんですけど、もし違っていたら教えてほしいんですけども、2017年8月31日に10件目を掲載した後、もうすでに3年ぐらい動いていない中で、何が問題なのかというところと、これを今後継続していくと言っていますけれども、果たして意味があるのかというところも伺いたいです。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）2017年以降掲載がないという部分なんですけれども、まず本町として空き家の調査をですね、平成27年、28年にやっております。その段階で出てきた空き家というようなものの中で、ちゃんと所有者等がわかるようなもの、更にお話ができる方にそういうところに載せてみないかというようなお話をしたり、あとは固定資産税等のお知らせ等と一緒に、空き家BANKの活用というような部分での周知用のチラシを入れたりということで今までやってきておりました。最初のうちは、やはり売りたい・貸したいというような方がいらっしゃったんですけども、最近なかなかそういう話を相談していただけるような方がいなくなったという部分が大きいのではないかと考えております。こちらから積極的に個人の方に「あなたの家、しりべし空き家BANKに登録してください」というようなことは言えないものですから、一応こういったものがありますよというお知らせの中で、皆さん方に載せてみたいという話があったときに、こちらの方で、手続等の部分を紹介しているところでございますので、その後なかなかそういう方がいらっしゃらなかったというのがあるのかと思います。また、しりべし空き家BANKに登録ということになりますと、その登録する段階で、すべての住宅にインスペクション、住宅自体の調査が入り

ます。その分の費用が数万円かかるという部分が、うまく契約、売買が進めばその買い主がそれを負担するということになるんですが、決まらなかった場合にはその家をお持ちで空き家BANKに登録した方が、その分を取り下げる時には支払うというような形になりますので、皆さんなかなかそういう借り手や、買い手がつくかどうかわからない中で、お金を払ってまでそこに載せるということにちょっと抵抗がある方もいるというふうにこちら考えているところでございます。今後においても、今まで同様にいろいろな面で窓口に来られた方、さらには固定資産税等のお知らせなどと一緒に、チラシ等を配布しながら利用をしていただけるようにという周知はしていこうと思っているところでございます。

あともう1点の、しりべし空き家BANKがどうなのかという部分なんですが、北海道の方、後志総合振興局ですけれども、道がやっている事業なので、非常に信頼度は高く問題になるようなことはないというようなところでは、皆さん安心して活用される方も、それは借り手の方になるのかと思うのですが、いらっしゃると思います。ですから、一概にそれが駄目というものではないと思っていますので、今後も引き続きやっていきたいと思います。

あと、仁木町の場合は、札幌市から交通等の利便性も非常に良いということで、町内の空き家住宅、民間の住宅とか不動産業者さん、そういうところが入ってきていろいろ土地とか家というものをですね、仲介に入って売買等をされているという部分もございます。また農協さんの方で不動産部門もあって、そういうところで動いているのもあるということで、全体で、やはり仁木町の空き家対策ということで取り組んで行ければ良いのかというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之） 大分時間がないのですが、今の問題点を聞く限りで言うとしりべし空き家BANKがそこまで有効ではないような印象を受けますので、もう少し考え直していただきたいところがあるかと思っています。ただ、その空き家BANKに問題があるというところなんですけれども、やはり空き家の活用に関してで言うと積極的にやっていただきたいと思うのは、今回、町の方からの新規住民に対しての新築の補助だったり、そういういわゆる分譲への補助というのは手厚い印象があるんですけれども、賃貸住宅、賃貸への補助というのがなかなかない。その補助というのは、おそらく建設業者さんへの費用負担だとかというのはあるんですけれども、なかなか賃貸住宅の戸数が増えないという現状があると思います。町の職員の方々も約半数は賃貸住宅に住まわっていたりとか、あとは新規で来られる方というのは、いきなり持ち家を持つということはなかなか少ないと思うので、やはりその賃貸住宅の拡充というのは必要になってくるかと思っています。その辺りを空き家とうまく活用していけば、何か埋まる方法があるのかなと思うのと、あとは地域おこし協力隊の前田隊員がリノベーションを今やられていると思いますけれども、ああい方がなかなか全部自分の持ち出しでやられていると伺っているので、別に前田隊員に対してというわけではなくて、そういう空き家の利活用する際にも何かしら補助が出るのであれば出していただいた方が良いのかなと思うのと、後はリノベーションの500万円に対して100万円の補助とかもあったかと思うんですけれども、なかなかそれだとハードルが高くて使いづらいという声もあるので、そのあたりも町民の方々の意見も踏まえて聞いていただきたいと思いますがいかがでしょうか。最後です。

○議長（横関一雄） 林副町長。

○副町長（林 幸治） 住宅のリノベーションに対する支援なんですけれども、これ実は国の方でも、住宅

の空き家対策は、単に住宅の流通だけの問題だけではなく、地域の景観形成とか防犯上の問題からも看過できない状況であるということで、いろいろな支援策も出てきております。

それで先般ちょっと振興局からの情報をいただいた中では、「地域で計画を立てることによってリフォームすることに対する支援措置もあります」ということなんです。ですから今後、空き家BANKの取組を含めて地域の中の空き家の状況がどうなっているのかというのを把握した中で、必要ならばそういったものの計画を立てて国の支援を活用しながら、空き家のリノベーションを含めて、有効活用についての支援ということも考えていって良いのかと考えています。それから民間住宅補助についてなんですけれども、町については先ほど議員からお話されているとおり、これまで3か年にわたり民間共同住宅への建設費の支援を行ってまいりました。それによって、相当数の住宅が増えたことによって、町外からも人が入ってきておりますし、多様な方が新たな生活をされています。そういったことで今後も新たな総合戦略でも継続していきたいと考えておりますし、来年度もこの制度を活用して共同住宅を作られるという計画も伺っておりますので、今後も一層、住宅がたくさん建っていただいて、多様な方に入っていただき、先ほどの新規就農者を含めて地域の中で生活しやすい環境を整えて行きたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（横関一雄） 鷹議員。

○1番（鷹 直之） 回答ありがとうございます。

新規住宅に関しては、新規就農者が年収250万円ぐらいというようなお話の中で、おそらく新築住宅というのは月7万円ぐらいしていたと思うんです。ちょっと新規に来られる方が住むというのは現実的ではないような気もするので、やはり、その辺りも考えていただきながら、空き家の利活用もしていただければと思います。

あと、地域おこし協力隊の質問に関しては、先日の1日目の定例議会でもいろいろ質問がありましたし、また予算委員会で、質問させていただければと思いますので、以上とします。ありがとうございます。

○議長（横関一雄） 暫時休憩します。

休 憩 午後 0時07分

再 開 午後 1時15分

○議長（横関一雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第2『一般質問』を続けます。

一般質問、『待機児童と保育士不足の解消について』、『安全・安心な学校給食について』以上2件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子） 待機児童と保育士不足の解消について。

女性の就業率は年々上昇しており、それに伴い保育所等を利用する子どもの数も大きく増えています。待機児童の問題は都市部だけでなく地方でも起きている全国共通の問題です。

今まで本町は若者移住に力を注いできました。私も都心と違って保育所もすぐ入れますよと言ってきたのですが、ここ2・3年で待機児童が出るようになりました。そこで問題となるのが保育士不足ですが、東京北区では平成29年に4か所の公立保育所を設置し、保育士80人を募集したところ、537人もの応募があ

り100人の保育士が採用されたそうです。公立保育所の募集にこれだけの応募があるということは、身分や所得の補償がいかに保育士確保に重要かということを表していると考えます。保育士資格を持つ人は全国で120万人いますが、そのうち80万人が潜在的保育士となっています。仁木町でも資格を持っている人はたくさんいると思いますが、過酷な労働実態と賃金の低さが労働条件に合わないのではないのでしょうか。名古屋市では、社会福祉施設の公立・民間の格差を是正するため、民間社会福祉施設運営費補助金制度があり、これにより民間保育所の保育士の給与が公立保育所の職員並みに保証されます。従ってなんらかの方法で人件費を上げていくことが保育士不足解消につながると考えます。そこで、待機児童と保育士不足の解消に関して以下の点について伺います。（1）にき保育園の定員を増やすことは可能か。（2）にき保育園に通う子どもの町内在住割合は。（3）へき地保育所の保育対象を0歳児まで拡大する考えは。（4）保育士の人件費補助制度の創設は。以上について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、待機児童と保育士不足の解消についての質問にお答えいたします。

1点目の「にき保育園の定員を増やすことは可能か」についてであります。定員の増員にあたっては北海道に児童福祉施設変更届を提出し、認可定員の変更を行うことが必要になります。にき保育園におきましても、令和2年度から認可定員を10名増やし、現行50名から60名に増員する予定となっております。また、現在国の指導により市町村において待機児童解消のため、定員を超えて入所できる「保育所定数の弾力化」が講じられており、にき保育園においても、この制度を活用し定員50名のところ71名を受け入れている状況にあります。

2点目の「にき保育園に通う子どもの町内在住割合」について申し上げます。現在、にき保育園を利用している園児71名の内、町内在住園児は69名で97.18%の割合となっております。なお、町外在住者は全てにき保育園に勤務する保育士の子どもであります。

3点目の「へき地保育所の保育対象を0歳まで拡大する考え」につきましては、現在町内のへき地保育所においても、当該年度の入所基準日である4月1日時点では、基準を満たしていない0歳児とされる子どもにおいても、翌年の基準日を待つことなく誕生日を迎えた段階で入所可能としているところであります。

4点目の「保育士の人件費補助制度の創設」についてであります。にき保育園は平成18年度に町立保育所からよいち福祉会に運営を移管した私立の保育園として効率的な運営が展開されているところであります。私立保育所の保育士の人件費については、平成27年度から国が処遇改善等加算を実施しており、町も4分の1の負担を行っております。また、町が設置し、父母会が指定管理者となって運営している、へき地保育所の保育士の賃金につきましては、平成30年度からの指定管理料の中で、月平均約24700円の増額を行っているところでありますが、今後も保育士の処遇改善に向けて、他の自治体の事例等を参考に調査・研究を行ってまいります。保育士の人材確保につきましては、北海道社会福祉協議会が実施している「保育士確保対策事業」の活用や、本町の保育園へのインターンシップの受入環境を整備する等、人材の確保に向けて総合的な視点で対策に取り組んでまいります。以上であります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）はじめに、1点目で定員を10名増やしていただいたということで、今現在待機児童

はいないのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）待機児童につきましては、8名いたんですけれども、2月から3月にかけて3名が入所されましたので、5名という状況です。この5名につきましても、次年度の4月1日以降に入所できる予定であります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）そうすると、来年度について4月以降の待機児童はいないということでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）4月1日時点で、今のところ全部で64名の予定ですが、4月1日時点ですぐ解消するかとなると、徐々にならし保育で、1週間とか2週間とかを空けて正式な入所となりますので、その期間が必要ですので、4月から5月にかけてそういう状態で64名についてはすべて入れるというような状態です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）50名のときも71名とか、弾力的にやっていただけたということですので、今定員60名にしたということは、80名ぐらい受け入れることができるんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）保育所の人数なんですけれども、一応120%以上入れるんですけれども、5年間で120%ですから、5年間60人を超えた状態が続くと今度は給付金が減算になるので、それで今回5年間経過したので、令和2年度から60名にして、その120%だと72人を超えた部分が減算になるんですけれども、その状態は5年間は続けられるということになります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）この質問をしたきっかけは、にき保育園に入れないということで、断られたということを聞いたもので、その方は、昨年保育所に入れなかった新規就農者の方で、家で子育てをしていて、子どもが寝ている間に自分が仕事に出たら子どもが外に立って泣いていて、児童相談所の方に通報されて、本当にこう虐待を疑われたということで、本当に大変な目にあったということで、今回はどうしても保育所に入りたかったけれど満杯ですと言われたっていうことなんですけれども、そういう断った事例というのはないということなんですか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）2月に令和2年度に入所される方の募集をかけました。その時点ではそういう規制はかけていません。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）にき保育園に入れなくて、大江は空いていますよと言われた人もいますけれども、そういうふうな断りもなかったというのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）一応、申し込みの希望が年度途中であれば、町の方としては待機という形で名簿

を作って、そこから、絶対に入れませんということは言っていない。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）それなら安心いたしました。

それと、3点目ですけど、今にき保育園では10か月から預かるということも聞いたんですけど、にき保育園も年度途中でも1歳からしか入れていませんか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）にき保育園では10か月から入れます。へき地保育所では1歳なので、12か月からですから2か月多い状態です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）10か月ということは、0歳児保育をやっているというふうに見て良いのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）保育所の基準で0歳児というのは、4月1日時点で0歳ということになりますので、例えば、昨年、令和元年の8月に生まれた方は、今年の4月1日時点では0歳児ですけど、にき保育園では6月で10か月经過した時点で申し込みできるということになります。ですが、へき地保育所では8月になると申し込みができるということです。0歳児であっても申し込みできるという状況です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）0歳児保育をするのに保育士さんも人数を増やさなければ、なかなかできないと思うんですけども、本来ならにき保育園でそういう0歳児も何名まで預かるとかというふうにしてもらえれば助かりますけれども、今、政府は待機児童の解消策として、小規模保育事業で対応していこうとしておりますけれども、この小規模保育事業は大江では実施できないのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）へき地保育所なんですけれども、へき地保育所につきましては、行財政改革のときに、一時、へき地保育所を閉所するという話から、地域の父母会が何とか指定管理でやりたいということで、それで指定管理で今までやっているんですけども、指定管理制度ということで、経費の削減も図らなければならないということで、保育士は2名ということでの体制でやっていますので、今やっている保育の運営以上のことはちょっと難しいかと思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）わかりました。それでは4点目ですけども、北海道社会福祉協議会が実施している保育士確保対策事業とはどんな事業なのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）この事業につきましては、道内の保育士を養成する学校、その他施設に入学・在学する学生に対して、修学資金の貸付を行なうというものです。それで条件としましては養成施設に在学する期間の2年間、貸付額が月額5万円以内、それと入学準備金が20万円以内、修学準備金が卒業時に20万円以内、これが無利子で行われ貸付の返還免除として養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として登録し、原則として道内の従事先施設等において、児童の保護等に従事し、かつ継続して5年間従事したときは返還免除ということであります。それで、この事業につきましては養成施設を通して北海道の社

会福祉協議会に申し込むような形になっています。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）そうすると、北海道全体でということ、仁木町に優先的に回してくれるとか、そういうことはないんですか。

仁木町での人材確保のための保育士さんとか教師の資格を持っている方とかということで、学童保育なんかも、こういう資格を持っている人を優先的に先生にしてほしいと思うんですけども、そういう仁木在住の方の把握というものは、仁木町ではしているんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）仁木町に住まわれている方で、この貸付資金を利用しているという方は把握しておりません。

仁木町に来たいという保育士については、把握しておりませんが、保育園といろいろお話して、どのようにしたら良いかということで、こちらにも書いてありますけれど、インターンシップの受入環境を整備するということで、その受入方法につきましても、単に募集して研修に来ませんかという形ではなくて、学校を特定してその学校から、年間に4人ずつだとか来てもらうような形にしてはどうかということで、保育園とも話をしている経緯はあります。そうするとやはり研修期間中の住居、4人なり5人なり住めるような宿泊施設の確保も必要だということで、今、協議しているところです。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）質問の仕方が悪かったんですが、仁木町の中で保育士さんの免許を取得している方とか、そういう方の把握。住民の中にそういう方がいるかと思うんですけども、そういう方の把握はしていますか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）特に、正式に把握はしていません。

ただ、何人か持っている方は係の方でも把握しております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）また、保育士さんの給与は全産業の平均よりも10万円ほど低いということをよく聞きますけれども、今、この回答の中で保育士さんに国が処遇改善等加算をしたということで、どのくらい賃上げを行っているんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）3月の処遇改善等加算額でいきますと約90万円、月90万円ですから、これが12か月になると1080万円ぐらい、そのうち国の負担が2分の1、北海道と町が4分の1ずつの負担となります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）保育士さん1人当たりどのくらいになるのでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）1人当たりの額というのはちょっと押えていません。全体の額で押えています。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）にき保育園の保育士さんて何人いらっしゃるんでしょうか。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）現在、保育士さんが、常勤職員で9名、短時間職員で9名です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）へき地保育所の賃金を2万4700円上げたということで、だいたい国の基準に合わせてこれは上げているのかと思うんですけれども、やはり、それにしてもまだまだ給与としては少ないのかというふうに考えます。それで、先ほどのインターンシップではないですけれども、若い保育士さんは本当に都会に出ていきたいという気持ちが多くあると思うんですけれども、仁木町に定住してくれる保育士さんにアパート代を補助するとか、それから、仁木町の魅力を本当にインターンシップの受け入れのときにPRしていく企画も立てながら、やはり定住促進もこういう若い保育士さんたちが来てくれるような施策も考えていってくれば良いと考えますけれども、先ほど保育士さんの居住のことも話されていましたが、何かそういう施策は考えているんでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えいたします。

上村議員が申します「仁木町に定住してくれる保育士に何か町としての支援策はないのか」というお話でありますけれど、保育士に限らず仁木町では様々な分野で人材不足が懸念されている状況であります。そういった部分で町として何が支援できるのかという部分は総体的に考えていかなければならないと思います。

保育士に限っては、その時代の背景によりまして様々に変化するということも理解されているところだというふうに思います。本町ではかつて直営でやっておりましたが、その時代の社会情勢や財政状況によりまして、民間委託するということを判断して、現在に至っているわけであります。ただ、少子高齢化によって、今後このまま人口減の影響を受けて、各分野の人材不足が大きな問題となっている今、たしかに保育士不足も深刻な状況であり、保育所環境の整備を図る上でも、解決策、打開策を見出していかなければならないというふうに我々も認識しているところでありまして、今後の子どもセンターを建設する過程の中で、そういった問題も合わせていろいろ策を講じてまいりたいというふうに思っております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）待機児童もないということで、親も子もやはり泣かないような保育士政策というのを願っております。

次に、移りますけれども、安全・安心な学校給食について。

今年の教育行政執行方針の学校教育の重点である「学校給食の充実」について質問いたします。

本町は学校給食費の補助をいち早く取り入れておりますが、今年度は増税等の影響により給食費を1.8%程度値上げせざるを得ないことや、北海道産食材を積極的に取り入れていることが述べられております。また、「安全・安心な学校給食の提供」を第1に掲げていますが、先日、輸入小麦で作られたパンから発がん性の疑いのある除草剤・グリホサートが検出されたと発表されたことがメディアに報じられました。

学校給食のパンを分析した結果、アメリカ又はカナダ産の輸入小麦を使ったパンからグリホサートが検出され、国産小麦のみのパンからは検出されませんでした。すでに世界各国の中で、オーストラリア・チェコ・ベトナムは輸入を禁止しています。日本は小麦の8割を輸入に頼っており、さらにここ数年の家計

調査では、米よりパンの支出が多くなっていることから、家庭の食卓はもちろん、学校給食での影響や安全性が心配されます。そこで、学校給食について以下の点について伺います。（1）給食費の値上げにより1か月あたり負担はいくらになるのか。（2）給食に使用している小麦はどこの国のものか。（3）食材のうち北海道産のものの割合と地元のものとの割合は。以上についてお伺いします。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）それでは、上村議員からの、安心・安全な学校給食についての質問にお答えいたします。

1点目の「給食費の値上げにより1か月あたりの負担はいくらになるのか」についてであります。学校給食費の1食当たりの設定は、米飯やパンに係る主食費、牛乳購入費及び副食費の合計としております。昨年10月の消費税の増税に伴い流通経費などが高騰し、食材価格の上昇と牛乳価格の増額改定が行われております。この度の改定に当たっては市場価格の影響を受けている牛乳購入費及び副食費に係る分を改定することとし、その試算については前回平成30年の改定と同様の試算を行い、また牛乳価格についても前年からの価格改定額を基に試算を行った結果、小学校では1食当たり272円04銭から5円01銭増の277円05銭、中学校は小学校と比較しカロリーベースでの摂取基準量を基に1.2倍と示されているため1食当たり314円04銭から6円増の320円04銭となります。学校給食の年間提供食数は194食としておりますので、1か月当たりの給食費は、小学生で4398円から4479円となり81円の増額、中学生は5077円から5174円となり97円の増額となります。

2点目の「給食に使用している小麦はどこの国のものか」について申し上げます。本町で使用しているパン用小麦は、公益財団法人 北海道学校給食会を通じて購入しており、主要銘柄である「春よ恋」を始め、全量北海道産小麦を使用しております。

3点目の「食材のうち北海道産のものの割合と地元のものとの割合は」につきましては、北海道は学校給食に地場産物を取り入れ、子どもたちに地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、郷土を愛する心や食への感謝の念を育むとともに、新鮮で安全な食材を確保するなど、食育の推進や安全・安心な学校給食を提供する上で、重要であるとの観点から平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「北海道教育推進計画」では、学校給食に使用する道産食材の割合を食品数ベースで50%を達成することを目標としていることから、本町においても北後志管内をはじめ、北海道産食材を積極的に取り入れているところであります。北海道産と地元産の割合についてであります。北海道教育庁が行う「学校給食における地場産物の使用状況等調査」において北海道産の割合は、平均33.8%となっており、地元・仁木町産の割合は、食材購入ベースで17.3%となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）はじめに2点目のパン用小麦は道産小麦を使っているということで、安心しておりますが、そのパンはどこで作っているのでしょうか。

当然、うどんや仁木の給食センターで使う小麦粉も学校給食会を通じて購入しているのでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（渡辺和之）只今の上村議員のご質問にお答えいたします。

本町の学校給食共同調理場で使用しているパンは、材料になる小麦を学校給食会から購入し、そこから

委託製造販売ということで小樽市にある業者さんに製パンをしていただいているという内容になってございます。そしてそのパンを学校給食共同調理場に搬送していただいているという内容になっています。

うどんにつきましても小樽市の製麺業者さんで作っていただき、配送していただいているというものでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今TPPやEPA、日米貿易協定など次々と大型自由化をやる日本で、カロリー自給率37%、穀物自給率28%と食の安全・安心が脅かされております。学校給食だけは安心して食べさせたいと思っている皆さんの下で、今ボストンではオーガニックよりもローカルを支持する消費者層が増えていくと聞きました。有機食品を世界中から集めるよりも地元で採れたものを買う、いわゆる「地産地消」です。それで給食ですが、北海道産は33.8%ですが、仁木町産が17.3%と低いと考えますが、内容はどうなっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（渡辺和之）只今の北海道産の割合、地元・仁木町産の割合で仁木町産分が低いというご質問でございますが、地元にはJA新おたるさんがございます。また、倉島乳業さんもございます。野菜等につきましては、採れて発注できるものについては農協さんを通じているんですが、どうしても農協さんの扱う食材の数量が給食調理場で5kg程度しか使わない食材が、農協さんでは10kg単位でないと納品できませんということをご連絡いただいているところでございます。給食共同調理場といたしましては地産地消の意味も込めまして、地元にある広域農協である、新おたる農協から仕入れたいのはやまやまなんですが、そのような事情でもってなかなか仕入れることが出来ないというものでございます。ただ、例年、町民の方から野菜類のご寄贈をいただいていることもございますので、そういうものについては、地元産を使って食育の方にも活かさせていただいているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）給食センターでは赤井川村の小中学校の分も作っておりますけれども、地元で採れたカボチャとかお芋とか、本当にお父さんお母さんが作っている農産物をぜひ食べてもらいたいと思っています。JAで5kg単位でしか発注できないというのは、やはりJAも、この地元農家の人たちのおかげで成り立っていると思うので、やはり自分たちの子どもたちが小さいときから地元のものを食べて育ったんだっていう、そういう誇りを持って育てほしいと思うので、ぜひJAなども協力してくれたら良いというふうに考えますけれど。

塩尻市というところでは、市の農政課主導の学校給食コーディネーターがJAと、塩尻市の給食事務所と連携して青果物をすべて賄っていると聞きました。ここは大きなところですから、そういうふうに、市とJAが一緒になって取り組みを進めることができるんでしょうけれども、やはり何とかJAの方とも、地元産をぜひ学校給食に出したいということで、教育委員会としても、もう少し後押ししていただけたらと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）上村議員の仰ることはごもっともなのかなと思っています。

ただ、先ほど渡辺の方からも話したとおり、例えば5kg単位で給食センターが必要なときに、単価が190

円とか200円のものというのは小売価格が1000円程度なんです。そうやってきたとき、その部分をその都度納品してもらうということは、やはり地元のJAであろうとも、負担が結構かかってくるのかなということもありますが、一応その辺も含めながら農協で入れられるものは、地元農協を使っていきたいという気持ちはありますので、また今後協議していきたいと考えてございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）ぜひ子どもたちに地元のものを食べてもらえるよう、これからも努力をお願いいたします。

最後に、今回の新型コロナウイルスで突然の小中学校の休校要請に学校給食の現場はどうなっているのか、お伺いしたいんですけども。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）まずはじめに学校の休校の関係で言いますと、先月の27日から町内の全小中学校が休校になっております。

当然その前に、学校給食の食材等の27日以降の分の仕入れを行っておりますが、食材のことだけを申し上げますと、まず保存のできるものは4月以降の給食に使用するという事で保存しております。後は保存のきかないものとか、賞味期限が短いものにつきましては皆さんに協力をいただきながら、売却を行い、給食費の負担が増えないように取組を行ってまいりました。

後は今の上村議員の質問は、給食の食材以外の部分の対応ということなんでしょうか。

給食調理員さんの関係も、おそらく皆さんどうしているのかということ疑問に思っていると思います。給食調理員さんは基本的に給食の調理がないということで、仕事が急になくなったということでございます。今国の方の制度がどのような形で対応策が出てくるのか、わからないんですけども、それまでの間は有給を使いながら、あと有給以外の部分では、給食調理場の清掃作業とかもありますし、それから本来であれば春休みに細かい清掃等を行うんですけども、それを前倒してやったり、更に今は新しいパートさんもあるものですから、その方への指導ということで、研修事業の方を取り組んで、なるべく負担のかからないように取組を行っているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（横関一雄）続いて、『今後の地域防災マスターのあり方について』以上1件について、門協議員の発言を許します。3番・門協議員。

○3番（門脇吉春）質問事項でございます。今後の地域防災マスターのあり方についてということです。

現在、北海道では、災害による被害を少しでも少なくするため、地域における防災活動を活発にしていると考え、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方などに地域の防災活動の中心になってもらおうと、地域防災マスター制度を作り、研修を受講した上で、マスターとしての心構えなどを身に付けていただいた方を「北海道地域防災マスター」として認定しております。

本町においても、地域防災マスターを数名の方が取得されましたが、その後、地域防災マスターを活用した防災等の取組はどのように進められているのでしょうか。また、今後、人材育成を含めた地域防災等に本町はどう関わっていくのか伺います。お願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）門協議員からの、今後の地域防災マスターのあり方についての質問にお答えいたします。

北海道では、防災に関する活動経験がある官公庁の職員や防災士をはじめ、自主防災組織、町内会の役員など、防災活動に取り組んでいる方を対象に認定研修会を開催し、地域の防災活動に対する指導などを担っていただく「北海道地域防災マスター」の育成を推進しており、これまで本町では6名の方が認定を受けております。

前段の「地域防災マスターを活用した防災等の取組について」であります。町主催の防災等講習会において、講師として地域防災マスターを活用し、豊富な知識やこれまでの経験を基に地域住民に対する講習を行っていただいているところであります。今後も地域防災マスターと連携し、より一層防災の取組を進めるとともに、地域防災力の向上に向け、中心的な役割を担っていただきたいと考えております。

後段の、「今後、人材育成を含めた地域防災等に本町はどう関わっていくのか」について申し上げます。北海道では地域防災マスターの認定研修会を定期的で開催しておりますので、自主防災組織等に対し、本制度の周知とともに講習参加の呼びかけを行い、地域における防災力の要として活躍できる人材の育成に努めてまいります。また、今後も地域防災訓練や図上演習を継続して実施し、地域住民の防災知識の普及や防災意識の醸成を図ってまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）只今お答えいただきまして、ありがとうございました。

ここで、今お答えいただいた「町主催の防災等講習会において、講師として地域防災マスターを活用し、豊富な知識やこれまでの経験を基に地域住民に対する講習を行っていただいているところであります。今後も地域防災マスターと連携し、より一層防災の取組を進めるとともに、地域防災力の向上に向け、中心的な役割を担っていただきたいと考えております」ということであります。この、地域防災マスターによる地域住民に対する講習会をどのように行ったのか。過去にですね、開催年度など詳細に教えていただきたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えしたいと思います。

地域防災マスターとして本町で認定を受けた方、先ほど議員からも6名と、町長の答弁の方にもありました。その中でですね、元消防にお勤めだった方が講師としてやっていただけるということで、平成24年から、実際には27年までの間、その方に全部で合計8回ですね、仁木地区で3回、それと銀山地区で2回、大江地区1回、尾根内地区1回、然別地区1回というような形で講習会の講師をしていただいております。内容としては、災害時の対応についての講習、特に「DIG」という災害を想定した図上の訓練、そういうようなものを中心に講習をしていただいたところであります。全8回の内の1回は教育委員会が主催しています「やすらぎ大学」の中で地域の高齢者の方々向けにですね、講師をしてもらったという部分も入っております。以上です。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）今伺って、計8回防災マスターの部分で活用されているということであります。内容

も災害図上訓練とかが中心だということですが、北海道のホームページ、それからこれにまつわる部分では、後志総合振興局の関心の部分があったんですが、これを見た限りとしてはですね、地域防災マスター1名の方が講習を行ったのはですね、平成24年の8月20日と、24年の10月10日、この2回しか計上されておりましたが、これはご本人が北海道の方にレポートを提出していなかったということでしょうか。2回のみ計上されていますけれども、その後の部分で私もずっと見たんですが、これはレポートの提出がない内容になっておりますが、これは提出されない状態で、あとの6回開催したということでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）こちらの方はですね、町を経由して報告というような部分ではなかったのかなというふうに思っております。

実際にこちらの方の記録として、今言った8回ありますので、北海道の方への報告がなされていなかったのではないかとこのうにこちらも思います。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）これは町からの報告ではなくてですね、防災マスター自身からの報告ということで、すべて活動を行った部分については北海道に上げるという形になっています。これも色々あるでしょうから、どうこうということはないんですけれども、実際に地域防災マスターの形で行われているのが、1名の方ということであります。残りの5名の方は、まったくしていなかったんでしょうか。お願いします。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）残りの方に関しましては、各町内会の自主防災組織を作った団体の中で、取っただいているという部分がありまして、町の方から講習会の講師をお願いするということはしてありませんでした。地域での町が行う防災訓練、そういうようなときにですね、一緒に出ていただくというぐらいのお手伝いになっているかと思えます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）今お話があったような内容でわかりますけれども、実際に私もこの方々、全員6名の方に確認を取らせていただきました。

その中でですね、1名の方は確かに防災マスターとして災害の図上訓練の部分では出た経過はあるけれども、全部で8回出たという話はちょっと本人からは聞かなかったんです。

残りの方についてもですね、実際に役場の方からは災害の関心ですね、防災計画の部分の差し替えの書類は来てはいるけれども、実際に町の方から、防災の部分で一緒に絡んで何かをやってくれだとか、そのようなことについては全くなかった。北海道からはフォローアップ研修の部分での案内は来てはいるけれども、実際何をやっているのか、何をしなければいけないのかということは、町の方からは全くなかったということでありました。逆に、その方たちからは、「今町は何をしているんだ」ということも言われました。このようなことから、これはこちらが聞いた内容も確かに、すべて本人がわかるような内容ではなかったのかもしれないですけれども、端的に言っている部分でお話ししていますので、そんなに相違はないかと思えます。このような中で、これから残りの方も含めてどうして行こうとしているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、地域防災マスターは、うちの町では先ほど来お話にありました、平成23年に1番最初の方が認定を受けております。その後、各地区での自主防災組織を作るとき、平成29年くらいの頃に自主防災組織を作ったところに対して皆さん方をお願いをして、その後、取られた方が4名いらっしゃいます。ただ、町としてその後ですね、その方々を使つての事業というのが今のところやっていなかったものですから、今後においては、今までの避難訓練の時のお声掛け、お手伝い、それに加えて、またこういう地域の皆さん方とやるような防災の教育、そういうような研修会等を、もし企画する場合には講師として来てもらいたいというふうに思います。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）これからそういう部分で、地域防災マスターの方をより良く一緒に打ち合わせをしながら進めていっていただきたいと思います。

ただですね、地域防災マスターと連携していかなければいけないんですけれども、より一層自主防災組織や各町内会の役員との連絡を取りながら災害時におきましては避難することが困難な方がいるわけです。要するに支援を必要とする方がいる。その中に要介護者もいれば、高齢者の方、障害者、今後、時としては外国人の方もいるかと思いますが、乳幼児とか妊婦の方もおります。災害対策基本法の改正によりまして、町においても要援護者の名簿の作成が義務付けられて保管されていると思いますし、この部分についての活用については、民生委員や自主防災組織などで活用できるということになっております。

町民としてはですね、1番不安な部分でありますので、こういう弱者の方たちを救う上でも、防災マスターを活かしてですね、やっていっていただきたい。国で作っているわけではないですが、この防災マスターの上に防災士という方がおります。そういう部分の育成であるとか、また、この防災士についてはいろいろ費用もかかりますので、独自としてこの地域防災マスターを増やしていつているわけですから、こういう弱者救済の部分ですね、町内会の上においても、やはり防災組織の中でしっかりと、かみ合わせた形で、今後、活かしていただいて、やっていっていただければということを思います。

それとまた、女性の視点の部分も大事でありますので、対策の強化が大事であります。女性を含めた人材育成をお願いしたいということも思いますので、この辺について今までの経緯と、それから女性の部分の視点を活かした部分も含めて、町長にちょっとご意見をいただきたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の門協議員の質問にお答えしますが、おっしゃるとおり、今後地域防災マスターの方々の活用をいかにして町として今後考えていくのか、その機会を与えていくのかという部分では、今後、総体的に防災計画を町として考える中で、やはり先ほどの一般質問の中でも、少し触れましたけれども地域の防災リーダーをいかにして作ることが、何よりも地域で災害が起こった際に対応できる人材を育てていくかということが、何よりも重要だというふうに思っています。ただ、一町民にその役割を求めてもなかなか難しいものがありますので、やはり経験者、又は意識の高い方々に対してですね、そういった機会を与えて活動していただくということが必要であるというふうに我々も認識しておりますので、今後、先ほどお話しました消防団、又は自衛隊OBとか警察OB、行政職員OBとか、そういうそれぞれ各分野でこれまで防災に少しでも触れた経験のある方、そういった方々を対象にですね、地域防災マスタ

一等に促していくことも必要であるというふうに思っている次第でございます。その中でも、女性の視点という部分で、女性の活用も考えて、老若男女すべての方々を対象にしたそういった防災の仕組みをこれから町として取り組んでいかなければならないというふうに今の質問を受けて改めて認識したところでございますので、今後、そういったことも含めて、取り組んでまいりたいと思う次第でございます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）町長ありがとうございます。

今、お答えいただいた内容の部分、本当に防災経験者の部分ですね、活かしていただけるということでもありますので、今後もこの防災マスターの育成と、また各町内会防災組織においてもですね、活かしていただきたいと思います。

自治体においても本当に実際に災害が来たときにどれだけの人が動けるのかというと、なかなか役割分担をもってしても難しい部分がありますので、本当に町民の方々を頼りにしながら一緒に防災をしっかりと進めていただいて、町民の生命と財産をしっかりと守っていただければと思いますので、どうかよろしくお願いします。以上です。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第3 議案第10号

令和2年度余市郡仁木町一般会計予算

日程第4 議案第11号

令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第5 議案第12号

令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

日程第6 議案第13号

令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）日程第3、議案第10号『令和2年度余市郡仁木町一般会計予算』ないし、日程第6、議案第13号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、只今一括上程されました令和2年度予算について、提案説明を申し上げます。

一般会計の歳入では、町税は町民税、固定資産税など合わせて3億2255万9000円で、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税などに依存する状況となっております。自主財源及び地方交付税の増減は事業の実施に大きく影響を及ぼしますことから、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の不足分につきましては、財政調整基金1億9348万3000円を取り崩し、繰り入れを行い、令和2年度の予算編成を行ったところでございます。

令和2年度の予算規模につきましては、一般会計が総額36億1512万9000円、前年度対比では5884万6000円、1.6%の減でございます。国民健康保険事業特別会計は総額で2億712万8000円、前年度対比では1065万8000円、5.4%の増でございます。簡易水道事業特別会計は総額4億1761万5000円で、前年度対比で4660

万2000円、12.6%の増となっております。後期高齢者医療特別会計は総額が6941万円、前年度対比では496万1000円、6.7%の減でございます。以上4会計予算の合計は総額で43億928万2000円となり、前年度対比で654万7000円、0.2%の減となっております。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上をもちまして4会計の提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く議員8名で構成する令和2年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く議員8名で構成する、令和2年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することに決定しました。

なお、令和2年度各会計予算特別委員会の正副委員長の選任については、仁木町議会委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会において互選となっておりますので、休憩中に互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時17分

再 開 午後 2時35分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に行われた令和2年度各会計予算特別委員会、正副委員長の互選結果を報告します。

令和2年度各会計予算特別委員会委員長に宮本議員、副委員長に嶋田議員が互選されましたので報告します。

次に、資料要求の件についてお諮りします。本委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求をしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第7 議案第5号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第8 議案第6号

ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について

日程第9 議案第7号

仁木町道路線の認定について（中フレトイ線）

日程第10 議案第8号

仁木町道路線の廃止について（中フレトイ線）

日程第11 議案第9号

仁木町道路線の一部廃止について（4番線）

○議長（横関一雄）日程第7、議案第5号『地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第11、議案第9号『仁木町道路線の一部廃止について（4番線）』以上5件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました5件につきまして提案説明をさせていただきます。

まずはじめに議案第5号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年仁木町条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第6号のページをお開き願います。議案第6号、ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について。ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年仁木町条例第22号）第5条第1項の規定により議会の議決を求める。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. 指定管理者に管理を行わせる施設の所在地及び名称は、所在地が仁木町大江1丁目地内、名称はふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場でございます。2. 指定管理者に指定する団体の住所及び名称は、住所が伊達市大滝区三階滝町637番地1、名称は株式会社 北海道名販 代表取締役 元田英樹でございます。3. 指定の期間といたしまして、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

次に、議案第7号のページをお開き願います。議案第7号、仁木町道路線の認定について。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり仁木町道路線の認定をする。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、整理番号は159、路線名は中フレトイ線でございます。起点は仁木町東町15丁目8番2地先から終点は仁木町東町4丁目93番1地先となっております。延長は285.74m、幅員は4m、そして7.27mとなっております。主要な経過地は町道フレトイ線、町道4番線となっております。

次に、議案第8号のページをお開き願います。議案第8号、仁木町道路線の廃止について。道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり仁木町道路線の廃止をする。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、整理番号は159、路線名は中フレトイ線でございます。起点は仁木町東町15丁目8番2地先から終点は仁木町東町15丁目5番1地先でございます。延長は217.34m、幅員は4mでございます。主要な経過地は町道フレトイ線でございます。

次に、議案第9号のページをお開き願います。議案第9号、仁木町道路線の一部廃止について。道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり仁木町道路線の一部廃止をする。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、整理番号19、路線名4番線でございます。

す。起点は仁木町東町4丁目93番1地先から終点は仁木町東町15丁目1番地先でございます。延長は53.50m、幅員は7.27mでございます。主要な経過地は町道第2裏線となっております。以上5件を一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題5件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり令和2年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、令和2年度各会計予算特別委員会に付託して休会中に審査することに決定しました。

日程第12 議案第14号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第12、議案第14号『職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第14号でございます。職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について。職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年仁木町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては新見総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）議案第14号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

職員の服務に関する規定につきましては、地方公務員法第31条に規定されており、令和2年度から施行される会計年度任用職員についても同規定が適用されることとなっております。この度の条例改正は令和2年1月17日付け総務省通知により、会計年度任用職員は制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるものとされたことから、会計年度任用職員に係る服務の宣誓の方法について、例外規定を設け、その他文言の整理を行うものでございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所となっております。第1条及び第2条第1号につきましては、送りがな、促音を現在の表記に改めるものでございます。第2条第2項は会計年度任用職員になったものの宣誓について、別段の定めをすることができるのと新たに1項追加するものでございます。別記につきましては、読点や漢字の使用について整理を行い、全文を改めるものでございます。附則につきましては施行期日の定めであり、令和2年4月1日から施行するというものでございます。以上で議案第14号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号

仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第15号『仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第15号でございます。仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について。仁木町監査委員条例（平成3年仁木町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては新見総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）議案第15号、仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

改正の趣旨でございますが、本条例改正につきましては、監査制度の充実強化や都道府県等における内部統制に関する方針の策定などについて規定した地方自治法等の一部を改正する法律、こちらが平成29年6月9日に公布されまして、この中で、新たに第243条の2が追加されたことにより、他の条文が繰り下がったことから、本条例を改正するというものでございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所でございます。第7条になります。第7条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改め、「よる監査の請求又は」の次に「法」を追加するものでございまして、引用条文の改正及び文言の整理を行ったも

のでございます。附則につきましては、施行期日の定めであり、令和2年4月1日から施行するというものでございます。以上で議案第15号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号

仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第16号『仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第16号でございます。仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について。仁木町民スキー場設置管理条例（昭和58年仁木町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、奈良教育次長よりご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）議案第16号、仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

昭和58年度に開設いたしました仁木町民スキー場の開設期間については、条例の第4条第1項において12月23日から翌年3月第1日曜日までのスキー可能な期間内とすると規定しております。しかし近年、気象状況の影響により、指定管理者制度を始めた平成18年度から令和元年度までの過去14年間で、12月23日に開設できた年は6回であること、及び平成においては12月23日が天皇誕生日であり祝日でしたが、令和に入り12月23日は平日となったことにより、平日のオープンでは集客が見込めないことなどにより、利用者の利用しやすい開設日の調整や、指定管理者に効率的な運営を図らせるため、今回の条例改正に至ったものでございます。内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。条例の改正につきましては、アンダーラインを引いている箇所でございます。第4条第1項中、期間の規定につきましては、平成29年から「12月23日から翌年3月第1日曜日」までの開設としておりましたが、12月23日が平日となったことにより、開設日を「12月下旬で委員会が定める日」と改めるものであります。附則は、施行期日の定めであり、令和2年4月1日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号『仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号『仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第17号

仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第17号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第17号でございます。仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては川北住民課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）議案第17号、仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

今回の改正の趣旨は、厚生労働省基準であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の経過措置について所要の改正を行うものでございます。

改正の背景及び経過につきましては、地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、児童福祉法の一部改正が行なわれ、令和2年4月1日から施行されます児童福祉法及び厚労省基準の一部改正により、資格を有する放課後児童支援員をより多く確保し、放課後児童クラブの安定した運営の継続と運営の質の向上高めるため、みなし支援員に係る経過措置を延長するものでございます。

改正内容は、放課後児童クラブにおける、みなし支援員に係る経過措置期間について、現行の規定を5年間延長し、令和7年3月31日までとするものでございます。

それでは改め文の朗読を省略しまして、新旧対照表をお開き願います。右側が現行の条例で左側が改正後となっております。アンダーラインを引いている箇所が改正箇所でございます。附則の第2条「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」と改めるものでございます。附則は、施行期日の定めであり、この条例は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第17号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第18号

仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第18号『仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第18号でございます。仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について。仁木町営住宅管理条例（平成9年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年3月6日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては可児建設課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）議案第18号、仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

この度の条例改正に至った経緯と改正趣旨をご説明申し上げます。平成29年の民法の一部を改正する法律により民法が改正され、令和2年4月1日より施行されます。本町においても今回の民法改正に伴い、仁木町営住宅管理条例の一部を改正する必要が生じたので所要の改正を行うものであります。

改正の要旨といたしましては、民法制定以来5%とされてきた法定利率について、市中金利が長期にわたり5%を下回る状態が続いているため、3%に引き下げられております。また、3%の利率も将来的には市中金利水準と大きく乖離することもあり得るため、民法改正では3年ごとに法定利率が自動的に見直される変動制を導入したことにより、本条例につきましても同様の内容に改正するものであります。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表をお開き願います。右側欄が現行の条例で左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第41条につきましては、町公営住宅の明渡請求について定めているものであり、第3項について改正前では、「年5分の割合」を、改正後では「法定利率」に改めるものであります。附則につきましては、施行期日の定めであり、令和2年4月1日から施行するというものであります。以上で説明終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号『仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号『仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり、可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時01分

再 開 午後 3時02分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は3月17日火曜日、午前9時30分より開会しますので、ご出席願います。本日のご審議、大変ご苦労様でした。

散 会 午後 3 時 0 3 分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和2年3月6日～3月17日（12日間）

2日目 令和2年3月9日（月）

（開議 ～ 午前9時30分 / 散会 ～ 午後3時03分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第10号	令和2年度余市郡仁木町一般会計予算	R2.3.9	委員会付託
議案第11号	令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	R2.3.9	委員会付託
議案第12号	令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	R2.3.9	委員会付託
議案第13号	令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	R2.3.9	委員会付託
議案第5号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について	R2.3.9	委員会付託
議案第6号	ふれあい遊トピア公園及び仁木町民スキー場の指定管理者の指定について	R2.3.9	委員会付託
議案第7号	仁木町道路線の認定について（中フレイト線）	R2.3.9	委員会付託
議案第8号	仁木町道路線の廃止について（中フレイト線）	R2.3.9	委員会付託
議案第9号	仁木町道路線の一部廃止について（4番線）	R2.3.9	委員会付託
議案第14号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について	R2.3.9	原案可決
議案第15号	仁木町監査委員条例の一部を改正する条例制定について	R2.3.9	原案可決
議案第16号	仁木町民スキー場設置管理条例の一部を改正する条例制定について	R2.3.9	原案可決
議案第17号	仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	R2.3.9	原案可決
議案第18号	仁木町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	R2.3.9	原案可決